独立行政法人農業者年金基金の 令和2年度に係る業務の実績に関する評価書

> 厚生労働省 農林水産省

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関す	1. 評価対象に関する事項									
法人名	法人名 独立行政法人農業者年金基金									
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度(第4期)								
	中期目標期間	平成30~令和4年度								

2	2. 評価の実施者に関する事項												
自	上務大臣	農林水産大臣											
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 玉置 賢									
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎									
É	E務大臣	厚生労働大臣											
	法人所管部局 年金局		担当課、責任者	企業年金・個人年金課長 吉田 一生									
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官 (調査分析・評価担当) 生田 直樹									

3. 評価の実施に関する事項

7月29日:独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会の開催

4. その他評価に関する重要事項

様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定	1. 全体の評定														
評定	B:中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況													
(S, A, B, C, D)		30年度													
		В	В	В											
評価に至った理由	項目別評定は、重要な業務が全てb評定であり、また全体の評定をこのため、農林水産省の評価基準に基づき、大項目が全てB評定でとした。 ※2点(B)×5/9+2点(B)×1/9×4項目=2点 1.5点以上2.5点未満: B		_	トを用いて加重平	ちりて算出した糸	吉果、「B」評定									

2. 法人全体に対する評	2. 法人全体に対する評価										
法人全体の評価	項目別評定においては、若い農業者の加入の増加に向け、加入推進活動に取り組むことが求められるが、特に業務運営上の重大な課題は認められず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。										
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。										

3. 項目別評価における	. 項目別評価における主要な課題、改善事項など											
課題、改善事項	Iの3の(1)「政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大」 令和3年度において、新型コロナウィルス感染症拡大防止に対応しながら、より一層業務受託機関と活動方針の共有等を図り、活動内容に工夫を加えつつ戦略的かつ効率的に取り組まれたい。											
その他改善事項	該当なし											
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	該当なし											

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	(有識者からの意見について)・女性の加入推進について、相当努力をして成果を上げているが、引き続き努力を続けてもらいたい。・若手の加入推進は非常に重要な項目であるので、対面での推進以外にも、オンラインのツールを活用しつつ、何か若手の加入を向上させるような試みを検討してもらいたい。

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画(中期目標)				項目別	備考		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	No	
I 国民に対して提供するサービスその他の業務	В	В	В			第1	P5
の質の向上に関する事項							
1 農業者年金事業	В	В	В			第1-1	P5
(1)手続の迅速化(適用・収納関係)	b	b	b				P5
(2)被保険者資格の適切な管理	b ○重	b ○重	b ○重				P6
(3)保険料収納業務の円滑な実施	b	b	b				P7
(4)過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付	b	b	b				P8
(5)手続の迅速化(給付関係)	b	b	a				P9
(6)年金の受給漏れの防止	b ○重	b ○重	b ○重				P10
(7)受給資格のある者への適切な年金給付	b ○重	b ○重	b ○重				P11
(8)情報システム管理業務	b	b	b				P12
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	В	В	В			第1-2	P15
(1)基本方針に基づく安全かつ効率的な運用	b ○重	b ○重	b ○重				P15
(2)資金運用委員会等によるモニタリング	b	b	b				P16
(3)政策アセットミクスの検証・見直し	b	b	a				P16
(4)運用の透明性の確保	b	b	b				P17
(5)スチュワードシップ活動の実施	b	b	b				P18
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	В	В	В			第1-3	P20
(1)政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大	<u>b ○</u> 重	<u>c ○</u> 重	<u>b ○</u> 重				P20
(2)女性農業者の加入の拡大	b	a	a				P21
(3)加入推進活動の実施	b	a	a				P22
(4)加入推進活動の効果検証	b	b	b				P23
(5)ホームページ等による情報の提供	b	b	b				P24
Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項	В	В	В			第2	P26
1 業務改善の推進	В	В	В			第2-1	P26
2 電子化の推進	В	В	В			第2-2	P28
(1)農業者年金記録管理システムの利用促進	b	b	b				P29
(2)マイナンバーによる情報連携	b	b	b				P29
3 運営経費の抑制	В	В	В			第2-3	P31
(1)一般管理費及び事業費の削減	b	b	b				P31
(2)給与水準の適正化	b	b	b				P32
4 調達の合理化	В	В	В			第2-4	P34
5 組織体制の整備等	В	В	В			第2-5	P35
(1)組織体制の整備	b	b	b				P35
(2)働き方改革の推進	b	b	b				P36

	中期計画(中期目標)				項目別	備考		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	No	
Ш	財務内容の改善に関する事項	В	В	В			第3	P37
	財務内容の改善に関する事項	В	В	В				P37
	(1)業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	b	b	b				P37
	(2)決算情報・セグメント情報の開示	b	b	b				P38
	(3)業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施	b	b	b				P38
	(4)貸付金債権等の適切な管理等	b	b	b				P38
	(5)長期借入金の適切な実施	a	a	a				P39
IV	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	В	В	В			第4	P40
	予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金	В	В	В				P40
	計画							
	(1)支出削減の取組	b	b	b				P40
	(2)法人運営における資金の配分状況	b	b	b				P41
V	短期借入金の限度額	_	_	_			第5	P42
VI	その他業務運営に関する重要事項	В	В	В			第6	P43
	1 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効	В	В	В			第6-1	P43
	率化に関する目標を含む。)							
	(1)方針	b	b	b				P43
	(2)人員に関する指標	b	b	b				P44
	2 積立金の処分に関する事項	В	В	В			第6-2	P45
	3 内部統制の充実・強化	В	В	В			第6-3	P47
	(1)経営管理会議による内部統制の充実・強化	b ○重	b ○重	b ○重				P47
	(2)コンプライアンスの推進	b ○重	b ○重	b ○重				P48
	(3)リスク管理の徹底	b ○重	b ○重	b ○重				P49
	(4)內部監査	b ○重	b○重	b ○重				P49
	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化	В	В	В			第6-4	P50
	• 徹底							
	(1)情報セキュリティ対策の推進	b ○重	b ○重	b ○重				P50
	(2)個人情報保護対策の推進	b ○重	b ○重	b ○重				P51
	(3)研修等の実施	b ○重	b ○重	b ○重				P52
	5 情報公開の推進	В	В	В			第6-5	P53
	6 業務運営能力の向上等	В	В	В			第6-6	P54
	(1)研修の充実	b	b	b				P54
	(2)委託業務の質の向上	b	b	b				P55

^{※1} 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「O」を付し、重点化の対象とした項目については各評語の横に「重」を付す。

^{※2} 難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0105

2. 主要な経年データ

2. 工安は低十/ /													
①主要なアウトプット	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)												
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
標準処理期間内	提出された申出		99.87%	99.72%	94. 72%			予算額(千円)	180, 709, 907	195, 836, 708	183, 094, 532		
処理割合	書等の97%以上												
(適用・収納課)								決算額 (千円)	177, 929, 027	190, 035, 467	181, 502, 828		
								経常費用(千円)	111, 978, 331	95, 013, 645	118, 541, 114		
								経常利益 (千円)	△4, 153, 135	5, 027, 942	△25, 906, 362		
								行政コスト (千円)	97, 765, 244	95, 146, 152	118, 541, 384		
								従事人員数	38. 04	38. 04	38. 04		
標準処理期間内	提出された申出		98. 08%	99. 22%	99. 27%								
処理割合	書等の98%以上												
(給付課)													

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	Ei	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第3 国民に対して提 第	第1 国民に対して提	第1 国民に対して提			В	評定	В
供するサービスそ	供するサービスそ	供するサービスそ				3つの中	項目の全てがB評定であ
の他の業務の質の	の他の業務の質の	の他の業務の質の				り、農林水戸	産省の評価基準に基づくウ
向上に関する事項	向上に関する目標	向上に関する目標				エイトを用い	いて加重平均して算出した
	を達成するためと	を達成するためと				結果、「B」	評定となったため。
	るべき措置	るべき措置				※2点(B)×	(2/10+2点(B)×3/10+2
						点(B)×5/1	0 =2点
						1.5点以上2.	5点未満:B
1 農業者年金事業 1	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業			В	評定	В
						8つの小3	頁目のうち、1項目が a 評
						定、7項目	がb評定であり、農林水産
						省の評価基	準に基づくウェイトを用
						いて加重平均	匀して算出した結果、「B」
						評定となった	たため。
						※3点(a)×	(1/9+2点(b)×1/9×6項
						目+2点(b)	×2/9 =2.1点
						-	5点未満: B
(1)被保険者資格の適((1)被保険者資格の適	(1)被保険者資格の適	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
用及び収納関係業	用及び収納関係業	用及び収納関係業	·標準処理期間内処理	① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和2年度農業	評定: b	基金内の	新型コロナウイルス感染症
務	務	務	割合。	者年金業務担当者会議及び業務研修会」(令和2年6月18日開催)に	申出書等の処理状況の調査を年2	回行 拡大防止への	の対応のため、期間内処理
ア 手続の迅速化	ア 手続の迅速化	ア 手続の迅速化		おいて、制度への理解及び事務処理能力の向上を図るよう周知するた	い、調査した翌月にホームページで	公表 割合の目標9	97%に対して、実績94.72%
被保険者資格	被保険者資格		<その他の指標>	めの説明を行った。	した。		いるが、手続の迅速化のた
の適用及び保険	の適用及び保険	の適用及び保険	・申出書等の処理状況		標準処理期間内(30日)の処理	割合め、個人情報	報の保護に配慮しながら在
料の収納に関す	料の収納に関す	料の収納に関す	の調査結果の公表。	② 提出のあった申出書等に係る標準処理期間(30日)内の処理割合は、	が年度計画の目標である97%を	2.28 宅勤務を行	うこととするなど、改善が
る処理決定につ	る処理決定につ			令和2年8月処理分が79.60%、令和3年2月処理分が100.00%とな	ポイント下回ったが、新型コロナウ	イル図られている	るため、「b」評定が妥当と
いて、標準処理期	いて、基金に届い	いて、基金に届い	<評価の視点>	り、調査2回の平均期間内処理割合は、目標の97%に対して94.72%	ス禍の下、在宅勤務により業務体制	が制認められる。	
間内に処理を行	た申出書等の処	た申出書等の処	• 標準処理期間内処理	であった。	限されるという外部要因が影響して	いる	
うとともに、その	理を迅速に行う	理を迅速に行う	割合が97%以上とな	令和2年8月処理分が期間内に処理できなかった主な原因は、基金	こと及び標準処理期間内に処理でき	なか	
処理状況につい	とともに、業務受	とともに、業務受	っているか。	において新型コロナウイルス感染症対策による在宅勤務(令和2年4	ったものについては、その原因を把握	量し、	
て、毎年度、定期	託機関における	託機関における	・処理状況の調査結果	月~6月)が実施され、個人情報である申出書等を持ち帰って確認す	対応策を立てたことを勘案し、b評	定と	
的に公表する。	申出書等の記入	申出書等の記入	を計画どおり公表し	ることができないことから、通常よりも処理業務に時間を要したため	した。		
	漏れの整備や添	漏れの整備や添	ているか。	である。			
	付書類の準備・取	付書類の準備・取		このことを踏まえ、緊急時に在宅勤務を行う場合は、「農業者年金	(参考)		
	りまとめに時間	りまとめに時間		通常加入申込書兼通常加入への変更届出書」等の早急に処理すべき届	目標97%(達成度合100%)から1	00%	
	を要することが	を要することが		出書の優先順位を決めるとともに、職員を限定し、「独立行政法人農	までの間の実績を以下の区分に応じて	評価	
	手続が長期化す	手続が長期化す		業者年金基金個人情報保護管理規程」等に基づく持ち出しの許可を受	s : 処理割合100%		
	る主な原因であ	る主な原因であ		けて、在宅勤務において審査を行うこととした。	a : 処理割合98.5%以上100%未満	ti ii	
1	ることを踏まえ、	ることを踏まえ、			b: 処理割合97%以上98.5%未満		

	業務受託機関担	業務受託機関担		③ 標準処理期間	内処理割合につい	ては、令和2年9	月及び令和3年3		
	当者を対象とす	当者を対象とす		月に、基金ホー	-ムページで公妻	長した。		(評定区分)	
	る研修会等にお	る研修会等にお						s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	いて、制度への理	いて、制度への理		【処理月別標準処理	理期間内処理割合]	(単位:件、%)	上回る顕著な成果がある	
	解及び事務処理	解及び事務処理		処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
	能力の向上を図	能力の向上を図		令和2年8月	201	160	79. 60	上回る成果がある	
	り、業務受託機関	り、業務受託機関		令和3年2月	576	576	100.00	b:取組は十分である	
	での処理の迅速	での処理の迅速		計	777	736	94. 72	c:取組はやや不十分であり、改善を	
	化に努める。	化に努めます。						要する	
	これにより、提	これにより、提						d:取組はやや不十分であり、抜本的	
	出された申出書	出された申出書						な改善を要する	
	等については、そ	等については、そ							
	の97%以上を標	の97%以上を標							
	準処理期間内に	準処理期間内に							
	処理することと	処理することと							
	し、その結果につ	し、申出書等の処							
	いて、毎年度、定	理状況の調査を							
	期的に公表する。	8月と2月に行							
	なお、不備が判	い、その結果を9							
	明した申出書等	月と3月に公表							
	については、補正	します。							
	等が早急に行わ	なお、不備が判							
	れるよう業務受	明した申出書等							
	託機関へ迅速な	については、補正							
	返戻等を行うと	等が早急に行わ							
	ともに、適正な申	れるよう業務受							
	出書等の提出が	託機関へ迅速な							
	行われるよう指	返戻等を行うと							
	導する。	ともに、適正な申							
		出書等の提出が							
		行われるよう指							
		導します。							
イ 被保険者資格	イ 被保険者資格	イ 被保険者資格	<主な定量的指標>	<主要な業務実績)	>			<評定と根拠>	評定 b
の適切な管理	の適切な管理	の適切な管理	・不整合者の占める割	農業者年金被保	険者資格記録と国	国民年金被保険者	資格記録との整合	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当でる
国民年金被保	国民年金被保	国民年金被保	合。	性を図るため、令和	和2年8月及び10	月に全ての加入者	及び待期者を対象	被保険者資格記録の突合を年2回実施	と認められる。
険者資格記録と	険者資格記録と	険者資格記録と		に、両記録の突合を	を実施した。			し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行	
整合した被保険	整合した被保険	整合した被保険	<その他の指標>	この突合結果に。	より、不整合とな	った被保険者(以	下「不整合者」と	うよう働きかけを行い、不整合者の占め	
者資格記録に基	者資格記録に基	者資格記録に基	• 農業者年金被保険者	いう。) に係る記録	骨理リストを該	当業務受託機関へ	送付し、必要な申	る割合が年度計画の目標である0.7%以	
づき、適切な年	づき、適切な年	づき、適切な年	記録と国民年金被保	出書等を遅滞なく打	是出するよう指導	を依頼するととも	に、基金からも不	下であることから、b評定とした。	
金給付を行うた	金給付を行うた	金給付を行うた	険者資格記録との突	整合者に対して、F	申出書等の提出を	促すための通知を	送付した。	(評定区分)	
め、全ての加入	め、全ての加入	め、全ての加入	合の実施。	なお、例年は4月	月に突合を実施し	ているが、新型コ	ロナウイルス感染	s:取組は十分であり、かつ、目標を	

者及び待期者を	者及び待期者を	者及び待期者を	・突合の結果を踏まえ	症の影響に。	より8月に延期	した。		上回る顕著な成果がある		
対象に、毎年度、	対象に、毎年度、	対象に、国民年	た適正な管理。					a:取組は十分であり、かつ、目標を		
国民年金資格記	マイナンバーに	金資格記録の確						上回る成果がある		
録の確認を定期	よる情報連携等	認を2回以上実	<評価の視点>	【令和2年	度不整合者のお	犬況】	(単位:人、%)	b:取組は十分である		
的に行い、不整	により国民年金	施します。	・突合を行ったか。			不整合者数	不整合者の割合】	c:取組はやや不十分であり、改善を		
合が確認された	資格記録の確認	不整合が確認	・その結果、不整合と	突合月	突合対象者	当初	6ヶ月経過後	要する		
者に対し、必要	を2回以上実施	された者には不	なった被保険者等に	8月	71, 116	1,394 [1.96]	369 [0.52] ※	d:取組はやや不十分であり、抜本的		
な手続を遅滞な	する。	整合事由を通知	対し、必要な申出書	10月	71, 142	1, 186 【1.67】	386 [0.54]	な改善を要する		
く行うよう働き	不整合が確認	し、資格記録の	等の提出を遅滞なく	※8ヶ月	経過後(令和:	3年4月)の不整合者	数【不整合者の割合】			
かける。	された者には不	訂正等に必要な	行うよう働きかけて							
	整合事由を通知	申出書等の提出	いるか。	主な不整合	合事由が、国民	年金付加保険料記録が	ぶないことが原因である			
	し、資格記録の	を遅滞なく行う		ため、業務党	受託機関に対し	、加入申請者への「農	農業者年金に関する重要			
	訂正等に必要な	よう働きかけま		事項のご案内	内」(以下「重要	要項」という。)につ	ついて、国民年金付加保			
	申出書等の提出	す。		険料納付の	届出が必要である。	ることの説明及び重	要事項の配布の指導を			
	を遅滞なく行う	また、業務受		徹底するとる	ともに、国民年	金付加保険料の納付の)届出の指導を行った。			
	よう働きかける	託機関に不整合		また、加力	(申込者に、業	務受託機関が加入申込	込書に重要事項の説明及			
	とともに、業務	が確認された者		び配布したこ	ことを確認する	欄を設け、指導の徹底	底を図っている。			
	受託機関に不整	の不整合記録を								
	合が確認された	掲載したリスト								
	者の不整合記録	を送付し、業務								
	を掲載したリス	受託機関からも								
	トを送付し、業	該当者へ同様の								
	務受託機関から	働きかけがなさ								
	も該当者へ同様	れるようにし、								
	の働きかけがな	これらの取組を								
	されるようにす	通じて、不整合								
	る。	者の占める割合								
	これらの取組	を0.7%以下と								
	を通じて、不整	します。								
	合者の占める割									
	合を0.7%以下									
	とする。									
ウ 保険料収納業	ウ 保険料収納業	ウ 保険料収納業	<主な定量的指標>	<主要な業績	务実績>			<評定と根拠>	評定	b
務の円滑な実施	務の円滑な実施	務の円滑な実施	_	口座振替	下能者及び口座	振替停止該当者(以下	「振替不能者」という。)	評定: b	自己評価の「b」	評定が妥当であ
保険料を円滑	保険料を円滑	保険料を円滑		のリストにつ	ついては、毎月	、該当業務受託機関	こ送付するとともに、業	毎月、振替不能者のリストを該当業務	と認められる。	
かつ確実に収納	かつ確実に収納	かつ確実に収納	<その他の指標>	務受託機関為	いら振替不能者	に対して意向確認や村	目談対応を行い、必要な	受託機関へ送付し、該当者の対応等を依		
するため、口座	するため、口座	するため、口座	・口座振替不能者等の	申出書等の技	是出について依	頼した。		頼した。		
振替が不能とな	振替不能該当者	振替不能該当者	リストの送付及び指	また、12回	回継続した振替	不能者については、誌	核当業務受託機関ヘリス	また、12回継続した振替不能者につい		
った者につい	や口座振替停止	や口座振替停止	導依頼。	トを送付する	るとともに、業	務受託機関から振替る	におに対して口座振替	ても、5回及び10回の段階でのお知らせ		
て、該当者を業	該当者のリスト	該当者のリスト	・12回継続して口座振	停止の措置を	を講じた上で、	該当者に対して意向码	産認や相談対応及び口座	やリストを該当業務受託機関へ送付し、		
務受託機関に提	を毎月業務受託	を毎月業務受託	替不能者のリスト作	振替再開手網	売き等について	、働きかけを行った。		業務受託機関から該当者へ働きかけを行		

	示し、被保険者	機関に送付し、	機関に送付し、	成及び働きかけ依頼。	なお、振替停止するまでの間の連続振替不能5回及び10回の段階で、	ーったことから、b 評定とした。	
	に対する指導等	業務受託機関か	業務受託機関か		 該当者に対し、振替のお知らせを送付した。		
	その原因に応じ	ら該当者への意	ら該当者への意	<評価の視点>		(評定区分)	
	た適切な対応が	向確認や相談対	向確認や相談対	・業務受託機関ヘリス		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	とられるよう働	応、必要な届出	応、必要な届出	トを送付しているか。		上回る顕著な成果がある	
	きかけを行う。	等の指導がなさ	等の指導がなさ	・指導等の依頼を行っ		a:取組は十分であり、かつ、目標を	
	また、一定期	れるようにす	れるようにしま	ているか。		上回る成果がある	
	間継続して口座	る。	す。			b:取組は十分である	
	振替が不能とな	また、一定期	また、12回継			c:取組はやや不十分であり、改善を	
	っている者につ	間継続して口座	続して口座振替			要する	
	いて、被保険者	振替が不能とな	が不能となって			d:取組はやや不十分であり、抜本的	
	が意図しない口	っている者につ	いる者につい			な改善を要する	
	座振替の防止を	いて、口座振替	て、口座振替停				
	図るとともに、	停止の措置を講	止の措置を講じ				
	業務受託機関を	じた上で、その	た上で、その者				
	通じ被保険者に	者に対してその	に対してその旨				
	対する働きかけ	旨及び口座振替	及び口座振替の				
	を行う。	の再開手続等を	再開手続等を通				
		通知して、意図	知して、意図し				
		しない口座振替	ない口座振替の				
		の防止を図ると	防止を図るとと				
		ともに、業務受	もに、業務受託				
		託機関に定期的	機関に口座振替				
		に口座振替停止	停止者のリスト				
		者のリストを送	を送付し、業務				
		付し、業務受託	受託機関からも				
		機関からも働き	働きかけがなさ				
		かけがなされる	れるようにしま				
_		ようにする。	す。				
	エ 過大に納付さ	エ 過大に納付さ	エ 過大に納付さ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	れた保険料の迅	れた保険料の迅	れた保険料の迅		保険料納付後に資格変更及び保険料額変更等により発生した過大納		自己評価の「b」評定が妥当である
	速かつ確実な還	速かつ確実な還	速かつ確実な還		付の保険料については、速やかに基金から被保険者等に対して、還付金	発生した過大納付の保険料について、	と認められる。
	付	付	付			速やかに被保険者等に請求書等を送付す	
	保険料納付後	保険料納付後	保険料納付後	・過大納付発生後の速			
	に、資格の変更	に、資格の変更	に、資格の変更	やかな事務処理の実		は、1週間以内に還付処理を行ったこと	
	や保険料額の変	や保険料額の変	や保険料額の変	施。		から、b評定とした。	
	更等により発生	更等により発生	更等により発生				
	した過大納付の	した過大納付の	した過大納付の			(評定区分)	
	保険料につい	保険料につい	保険料につい	• 過大納付発生後、速		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	て、被保険者等	て、過大納付の	て、過大納付の	やかに被保険者等に		上回る顕著な成果がある	
	からの請求に基	発生確認後速や	発生確認後速や	請求書を送付してい		a:取組は十分であり、かつ、目標を	

づき、迅速かつ	かに基金から被	かに基金から被	るか。	上回る成果がある
確実に被保険者	保険者等に対し	保険者等に対し	・被保険者等からの請	b: 取組は十分である
等に対し、還付	て、還付金の発	て、還付金の発		c:取組はやや不十分であり、改善を
処理を行う。	生通知と請求に	生通知と請求に	内で処理しているか。	要する
	必要な請求書を	必要な請求書を		d:取組はやや不十分であり、抜本的
	送付し、被保険	送付し、被保険		な改善を要する
	者等からの請求	者等からの請求		
	に基づき、迅速	に基づき1週間		
	かつ確実に還付	以内に還付処理		
	処理を行う。	を行います。		
(2)年金等の給付業務	(2)年金等の給付業務	(2)年金等の給付業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績> <評定と根拠> a
ア 手続の迅速化	ア 手続の迅速化	ア 手続の迅速化	· 標準処理期間內処理	① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和2年度農業 評定:a 自己評価における a 評定について
年金及び死亡	年金及び死亡	年金及び死亡	割合。	者年金業務担当者会議及び業務研修会」(令和2年6月18日開催)等 都道府県段階の業務受託機関が主催す は、標準処理期間内の処理割合は、目
一時金の給付に	一時金の給付に	一時金の給付に		において、農業者年金の事務遅延防止のために農業委員会事務局及び る研修会等において、農業者年金制度へ 標98%を大きく上回り、100%に近い
係る裁定につい	係る裁定につい	係る裁定につい		農業協同組合管理者に取り組んでいただきたい事項等の資料を配付の理解及び事務処理能力の向上を図り、ことから、「a」評定が妥当と認めら
て、基金が定め	て、基金に届い	て、基金に届い	<その他の指標>	し、制度への理解及び事務処理向上を図るよう周知するための説明を 業務受託機関における処理の迅速化に努 れる。
る標準処理期間	た請求書等の処	た請求書等の処	・申出書等の処理状況	行った。 めた結果、年金裁定請求書等の標準処理
内に処理を行う	理を迅速に行う	理を迅速に行う	の調査結果の公表。	期間内の処理割合は、年度計画の目標で
とともに、その	とともに、業務	とともに、業務		② 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講師派遣の依頼数 ある98%を1ポイント以上上回った。
処理状況につい	受託機関での請	受託機関での請	<評価の視点>	は例年に比べて少なかったが、都道府県段階の業務受託機関が主催すまた、この結果を基金ホームページで
て、毎年度、定	求書等の記入内	求書等の記入内	• 標準処理期間内処理	る研修会等に基金職員を講師として派遣又はWeb会議により、制度等公表するとともに、標準処理期間内に処
期的に公表す	容の確認や添付	容の確認や添付	割合が 98%以上と	の説明を行った(開催数:9道県、派遣等した基金職員数:12人)。 理できなかったものについて、その原因
る。	書類の準備に時	書類の準備に時	なっているか。	を把握し、改善に向けた対応を行ったこ
	間を要すること	間を要すること		③ 標準処理期間内に処理できなかった主な原因は、記載内容の確認に とから、 a 評定とした。
	が手続が長期化	が手続が長期化	を計画どおり公表し	時間を要したことであったため、研修会等で基金職員が業務資料の記
	する主な原因で	する主な原因で	ているか。	載例を用いて記載内容や添付書類について説明を行い、業務受託機関(参考)
	あることを踏ま	あることを踏ま		における処理の迅速化に努めた。
	え、業務受託機	え、業務受託機		までの間の実績を以下の区分に応じて評価
	関担当者を対象			④ 提出された年金裁定請求書等に係る標準処理期間(60日・75日)内 s:処理割合100%
	とする研修会等	とする研修会等		の処理割合は、令和2年8月処理分が99.34%、令和3年2月処理分 a:処理割合99%以上100%未満 x 2000(では、 2
	において、制度	において、制度		が99.23%であり、それぞれの結果を翌月(令和2年9月及び令和3 b:処理割合98%以上99%未満 cc.cl.) はまない。 から バーバナンド
	への理解及び事	への理解及び事		年3月)に基金ホームページで公表した。
	務処理能力の向	務処理能力の向		(評定区分)
	上を図り、業務	上を図り、業務		s:取組は十分であり、かつ、目標を 【月別標準処理期間内の処理状況】 (単位:件、%) 上回る顕著な成果がある
	受託機関での処理の迅速化に対	受託機関での処理の迅速化に超		
	理の迅速化に努	理の迅速化に努めます。		
	める。 手続の迅速化	がまり。 手続の迅速化		令和2年8月 2,117 2,103 99.34 上回る成果がある 令和3年2月 2,844 2,822 99.23 b:取組は十分である
	上がり近途化りに努めることに	に努めることに		計 4,961 4,925 99.27 c:取組はやや不十分であり、改善を
	より、提出され	より、提出され		要する
	た請求書等につ	た請求書等につ		d: 取組はやや不十分であり、抜本的
	に出い自立にう	いらい自立にう		a · white () I I / Co/ / JATH)

I	いては、その98	いては、その98]	な改善を要する	I
	%以上を標準処	%以上を標準処				
	理期間内に処理	理期間内に処理				
	することとし、	することとし、				
	その結果につい	請求書等の処理				
	て、毎年度、定	状況の調査を8				
	期的に公表す	月と2月に行				
	る。	い、その結果に				
	なお、不備が	ついて、翌月の				
	判明した請求書	9月と3月に公				
	等については、	表します。				
	補正等が早急に	なお、不備が				
	行われるよう業	判明した請求書				
	務受託機関へ迅	等については、				
	速な返戻等を行	補正等が早急に				
	うとともに、適	行われるよう業				
	正な請求書等の	務受託機関へ迅				
	提出が行われる	速な返戻等を行				
	よう指導する。	うとともに、適				
		正な請求書等の				
		提出が行われる				
		よう指導しま				
		す。				
イ 年金の受給漏	イ 年金受給漏れ	イ 年金受給漏れ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
れの防止	の防止	の防止	_	① 年金等の受給漏れが発生しないよう、待期者のうち、65歳の誕生日		自己評価の「b」評定が妥当である
受給権がある	年金の受給漏	年金の受給漏		の1ヶ月前となる者に対して、毎月、文書を送付して裁定請求の勧奨	速やかな裁定請求書の提出を働きかけ	と認められる。
にもかかわら	れ防止のため、	れ防止のため、	<その他の指標>	等を行い、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。	たことから、b評定とした。	
ず、年金を受給	受給権が発生す	受給権が発生す	・裁定請求の勧奨。			
するためには請	る者等に対し、	る者等に対し、		【間もなく受給権が発生する者(65歳到達1ヶ月前)に対する勧奨状の送付】	(評定区分)	
求が必要である	65歳になる誕生	65歳になる誕		(単位:件)	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
を知らないため	日の1ヶ月前		・65歳の誕生日になる		上回る成果がある	
に年金給付を受	に、年金裁定請	に、必要な裁定			a:取組は十分であり、かつ、目標を	
けられないとい	求手続の方法を	請求手続の方法			上回る成果がある	
った事態が生じ	案内した文書を	を案内した文書		計 397 347 381 404 449 424	b:取組は十分である	
ないよう、65歳	送付して裁定請	を送付して裁定			c:取組はやや不十分であり、改善を	
到達目前の者に	求の勧奨等を行	請求の勧奨等を		区分 10月 11月 12月 1月 2月 3月 計	要する	
裁定請求の勧奨	い、必要な裁定	行い、必要な裁		6 5 歳 到 達 新制度 213 229 302 272 283 237 2,749	d:取組はやや不十分であり、抜本的	
等の通知を行	請求書の提出を	定請求書の提出		1 ヶ月前の者 旧制度 193 222 285 289 286 254 2,718	な改善を要する	
い、遅滞なく請	遅滞なく行うよ	を遅滞なく行う		計 406 451 587 561 569 491 5,467		
求を行うよう働	う働きかける。	よう働きかけま				
きかけを行う。	また、既に受	す。		② 65歳を超えても裁定請求しない者 (746人(旧制度:448人、新制度		

さらに、66歳を	給権が発生して	また、既に受		: 298人)) に対しても、令和2年6月に勧	奨文書を送付し、裁定請求		
超えた長期未請	いるにもかかわ	給権が発生して		書の提出を働きかけた。			
求者に対しても	らず裁定請求を	いるにもかかわ					
裁定請求の勧奨	行っていない者	らず裁定請求を					
等の通知を行	に対しても、毎	行っていない者					
う。	年度、受給権が	に対しても、6					
	発生している旨	月に受給権が発					
	とともに年金裁	生している旨と					
	定請求手続の方	ともに年金裁定					
	法を案内した文	請求手続の方法					
	書を送付して裁	を案内した文書					
	定請求の勧奨等	を送付して裁定					
	を行い、必要な	請求の勧奨等を					
	裁定請求書の提	行い、必要な裁					
	出を働きかけ	定請求書の提出					
	る。	を働きかけま					
		す。					
ウ 受給資格のあ	ウ 受給資格のあ	ウ 受給資格のあ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>		<評定と根拠>	評定 b
る者への適切な	る者への適切な	る者への適切な	_	① 適切な年金給付のため、受給権者に対し	て令和2年5月に現況届を	評定: b	受給権者における現況届の提出に伴
年金給付	年金給付	年金給付		送付し、新型コロナウイルス感染症拡大防	止及び令和2年7月豪雨の	受給権者に対する現況届の送付による	う新型コロナ感染症拡大防止等の観点
毎年度、支給	毎年度、現況	現況の確認が	<その他の指標>	被災者等に配慮しつつ、可能な範囲で現況	届の提出を求め、受給資格	受給資格の確認、経営移譲年金等受給権	から、未提出をもって年金の支払いを
停止該当の有無	の確認が必要な	必要な受給権者	_	(生存、経営再開等がないこと) の確認を	行った。	者と経営所得安定対策等交付金申請者と	差し止めないこととしたが、死亡に伴
や生存の確認を	受給権者に対し	に対し5月末に		なお、本年度の対応として、新型コロナ	ウイルス感染症拡大防止等	の突合及び国民年金の受給権者情報(死	う年金の過誤払い防止のための措置が
定期的に行うと	現況届を送付し	現況届を送付し	<評価の視点>	の観点から、現況届が未提出等の受給権者	について、11月以降の年金	亡情報)の確認を行うなど、適切な年金	適切に講じられているため、自己評価
ともに、支給停	てその提出を求		・受給権者に対して、	の支払いを差し止めないこととした。		給付に努めたことから、b評定とした。	の「b」評定が妥当であると認められ
止及び失権に係	め、経営移譲年	求め、経営移譲	現況届を送付し、受				る。
る事務を適格に	金等の支給停止	年金等の支給停	給資格の確認を行っ	【現況届関係処理実績】		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
処理し、年金の	事由の該当の有	止事由の該当の	ているか。	a 現況届送付	288,871人	上回る顕著な成果がある	
支給停止に該当	無や生存の確認	有無や生存の確	· 経営移譲年金等受給	b 現況届等の提出者	263, 109人	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
している者や失	を定期的に行	認を行います。	権者と経営所得安定		91.0%	上回る成果がある	
権者に対し、長	う。	現況届の未提	対策等交付金申請者		25,762人	b:取組は十分である	
期にわたって年	現況届未提出	出者については		d 未提出者一覧の送付(農業委員会)	1,379機関	c:取組はやや不十分であり、改善を	
金が給付される	者については一	一覧表を農業委	金給付を行っている	e 11月支給分差止	0人	要する	
ことを防止する	覧表を農業委員	員会へ送付し、	カ •。			d:取組はやや不十分であり、抜本的	
取組を行う。	会へ送付し、提	提出の勧奨・未	・国民年金の受給権者				
	出の勧奨・未提	提出理由の調査	情報から死亡が疑わ				
	出理由の調査を	を行った後に、	れる受給権者に対す	府県段階の業務受託機関に対して、受給権			
	行った後に、未	未提出者への年	る支払を保留し、農				
	提出者への年金	金の支払を11月	業委員会に死亡届等				
	の支払を差止め	支払分より差止	の提出の勧奨を行っ	務受託機関を通じて、市町村段階の業務受	託機関へ周知した。		
	る。	めます。	たか。				

	また、国民年	また、国民年		② 令和2年度現法	兄届の対	象とな	る経営和	多譲年金	等の受	給権者	と、令和			
	金の受給権者情	金の受給権者情		元年度経営所得	安定対策	等交付	金の申記	青者との)突合を	行った	結果、当			
	報の確認を毎月	報の確認を毎月		該交付金を申請	していた	者が52	名存在	_、現況	温等の	提出者に	は50名と			
	行い、死亡が疑	行い、死亡が疑		なっている。残り) 2名に	ついて	は、該当	4の農業	委員会	におい	て、現況			
	われる受給権者	われる受給権者		届(確認資料を	含む。)	又は支約	給停止事	由該当	届の届	出の勧生	奨を行っ			
	に対する年金の	に対する年金の		た。										
	支払を保留す	支払を保留する		また、令和3年	度現況届	国の対象	となる	圣営移譲	美 年金等	の受給	権者と、			
	る。	とともに、一覧		令和2年度経営所	听得安定	対策等	交付金の	の申請者	台との突	合を行	い、当該			
	なお、支給停	表を農業委員会		交付金を申請して	ている61	1名につ	いて、	合和3年	度現況	届の「拝	再確認該			
	止該当や失権が	へ送付し、死亡		当者一覧」に掲載	載し、農	業委員	会におい	て経営	移譲年	金の受給	給要件を			
	確認された場合	が確認された場		満たしている者が	か否かの	確認に	活用する	ることと	こしてい	る。				
	には、支給停止	合の死亡届等の												
	事由該当届や死	提出の勧奨を依		③ 国民年金の受約	合権者情	報の確	認を毎月	目行い、	死亡が	疑われる	る受給権			
	亡関係届出書の	頼します。		者に対する支払る	を保留す	るとと	もに、診	核当者の	いる農	業委員:	会へ一覧			
	提出を求め、支	なお、支給停		表を送付し、死で	上届等の	提出の	勧奨を信	枚頼 した	-0					
	給停止及び失権	止該当や死亡が												
	に係る事務を適	確認された場合		【国民年金の受給	雀者情報	の確認]		(単位	:人、	機関)			
	確に処理する。	には、支給停止			4月	5月	6月	7月	8月	9月]			
	これらの取組	事由該当届や死		支払保留人数	435	390	455	248	300	321	1			
	を通じて、年金	亡関係届出書の		(死亡疑い等)										
	の支給停止事由	提出を求め、支		確認依頼	315	276	319	191	221	231				
	に該当している	給停止及び失権		農業委員会										
	者や失権者へ、	に係る事務を適			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計			
	長期にわたって	確に処理しま		支払保留人数	283	262	290	342	345	336	4, 007			
	年金が給付され	す。		(死亡疑い等)										
	ることを防止す	これらの取組		確認依頼	213	209	225	239	246	236	2, 921			
	る。	を通じて、年金		農業委員会										
		の支給停止事由					•							
		に該当している												
		者や失権者へ、												
		長期にわたって												
		年金が給付され												
		ることを防止し												
		ます。												
3)情報システム管理	(3)情報システム管理	(3)情報システム管理	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	>							<評定と根拠>	評定	b
業務	業務	業務	_	 ① 農業者年金記録 	录管理シ	/ステム	(以下	「シスラ	テム」と	いう。)	の改修	- □ 評定: b	自己評価の「b	」評定が妥当て
農業者年金記録	農業者年金記録	農業者年金記録		にあたっては、美									と認められる。	
管理システムの開	管理システムにつ	管理システムにつ	<その他の指標>	の観点を踏まえ、	必要性	及び緊急	急度を植	食討の上	:、計画	的に改作	修等を行	 にあたっては、システム利用者(業務受	:	
発・改修等につい	いて、システム利用	いて、システム利用	_	った。								託機関等)からの改善要望や基金におけ		
て、必要性及び緊要	者からの改善要望			また、システム	公改修後	に、シ	ステムの)トップ	ページ	に操作	マニュア	る業務の効率化に資する内容を踏まえ、		
度の高いものから、	や基金における業		 <評価の視点>									必要性及び緊急度の高いものから、計画	<i>i</i>	

計画的に開発・改修	務改善・電子化の推	務改善・電子化の推	• 農業者年金記録管理	上に取り組んだ。	的に改修等を行い、電子情報ネットワー
等を行い、インター	進の検討を踏まえ	進の検討を踏まえ	システムについて、		クの利用による諸手続等の利便性の向上
ネット等の電子情	て、必要性及び緊要	て、必要性及び緊要	受託機関及び基金に	② システム定例会については、システム運用・保守業者及びCIO補佐	に取り組んだ。
報ネットワークの	度の高いものから、	度の高いものから、	おける改善要望や業	官出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、シス	これらのことから、b評定とした。
利用による諸手続	適切に優先順位付	適切に開発・改修等	務の効率化の観点を	テム上の課題等について情報共有や意見交換を行うなど、システムが	
等の利便性の向上	けを行った上で計	の優先順位付けを	踏まえ、必要性及び	安定的に稼働できるよう取り組んだ。	(評定区分)
に取り組む。	画的に開発・改修等	行います。	緊要度の高いものか		s:取組は十分であり、かつ、目標を
	を行い、インターネ	その上で、基金、	ら優先順位を付け、		上回る顕著な成果がある
	ット等の電子情報	システム改修業者	システムの計画的な		a:取組は十分であり、かつ、目標を
	ネットワークの利	及びCIO補佐官によ	開発・改修等による		上回る成果がある
	用による諸手続等	るシステム定例会	利便性の向上に取り		b: 取組は十分である
	の利便性の向上に	を毎月開催して、シ	組んだか。		c:取組はやや不十分であり、改善を
	取り組む。	ステムの計画的な			要する
		開発・改修等を進			d: 取組はやや不十分であり、抜本的
		め、インターネット			な改善を要する
		等の電子情報ネッ			
		トワークの利用に			
		よる諸手続等の利			
		便性の向上に取り			
		組みます。			

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0106

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット	主要なアウトプット(アウトカム)情報									報(財務情報	及び人員に関す	る情報)		
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
									予算額(千円)	101, 165	109, 534	103, 111		
									決算額 (千円)	101, 920	96, 634	100, 897		
									経常費用(千円) 経常利益(千円)	151, 190 5, 925, 751	$6,547,636$ $\triangle 4,928,266$	2, 203, 073 24, 407, 340		
									行政コスト (千円)	△5, 824, 337		2, 203, 073		
									従事人員数	9.00	9. 00	9.00		

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	严価	主務大臣による評	価
				業務実績	自己評価		
2 年金資産の安全	2 年金資産の安全	2 年金資産の安全			В	評定 B	
かつ効率的な運用	かつ効率的な運用	かつ効率的な運用				5つの小項目のうち、1項	夏目が a
						定、4項目が b 評定であり	、農林
						産省の評価基準に基づくウ	'エイト
						用いて加重平均して算出し	た結果
						「B」評定となったため。	
						※3点(a)×3/9+2点(b)×	(3/9 +
						(b)×1/9×3項目=2.3点	
						1.5点以上2.5点未満:B	
年金資産は、将来	(1) 基本方針に基づ	(1) 基本方針に基づ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b	
にわたって安定的	く安全かつ効率的	く安全かつ効率的	_	主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・	評定: b	自己評価の「b」評定が	妥当~
に年金及び一時金	な運用	な運用		理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」(以下「基本方針	年金給付等準備金運用の基本方針に	ると認められる。	
を給付していくた	年金資産の管理	年金資産の管理	<その他の指標>	という。) に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受	☆ 基づき安全かつ効率的に運用を行った。		
めの大切な財源で	・運用について	・運用について	・安全かつ効率的な管理	権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受	また、令和2年度においては、令和元		
あり、その運用の成	は、年金給付等準	は、年金給付等準	・運用。	権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての	毎 年度に引き続き、被保険者ポートフォリカー		
果が、個々の年金額	備金の運用に関す	備金の運用に関す		守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。	オ及び受給権者ポートフォリオのそれ		
や年金財政に直接	る基本方針に定め	る基本方針に定め	<評価の視点>		ぞれについて、基本方針に則り、採り得		
影響を及ぼすもの	る政策アセットミ	る政策アセットミ	• 年金給付等準備金運	① 被保険者ポートフォリオ	る最善の損失回避対策を適確に講じ、そ		
であることに留意	クスによる分散投	クス(年金資産の	用の基本方針に基づ	基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式に	た の結果、各ポートフォリオ合わせて0.3		
し、年金資産を安全	資を行うととも	構成割合) による	き、運用しているか。	る運用を行った。(令和3年3月末残高2,604億円(自家運用723億円、	億円程度の損失(基金による推計)を回		
かつ効率的に運用	に、当該基本方針	分散投資を行うと		外部運用1,880億円) 令和2年度における外部委託分の各資産の収益	避することができた。		
することとし、以下	に基づき安全かつ	ともに、当該基本		とその資産のベンチマーク収益率は以下のとおりであった。	これらのことから、b評定とした。		
の取組を行う。	効率的に行う。	方針に基づき安全					
(1) 基本方針に基づ	被保険者ポート	かつ効率的に行い		(単位:%)	(評定区分)		
く安全かつ効率的	フォリオの各資産	ます。		収益率 (A) ベンチマーク 乖離	s:取組は十分であり、かつ、目標を		
な運用	がベンチマーク並	被保険者ポート		の収益率 (B) (A-B)	上回る顕著な成果がある		
年金資産の管理	の収益率を上げた	フォリオの外部委		国内債券 ▲0.61 ▲0.70 0.09	a:取組は十分であり、かつ、目標を		
・運用について	として得られる収	託分については、		国内株式 42.03 42.13 ▲0.10	上回る成果がある		
は、年金給付等準	益率(複合ベンチ	原則として、各資		外国債券 ▲2.10 ▲1.85 ▲0.24	b:取組は十分である		
備金の運用に関す	マーク)に相当す	産の収益率とその		外国株式 59.74 59.79 ▲0.05	c: 取組はやや不十分であり、改善を		
る基本方針に定め	る収益率が確保で	資産のベンチマー		※四捨五入の関係で合計が合わない。	要する		
る政策アセットミ	きるよう努力す	ク収益率との乖離			d:取組はやや不十分であり、抜本的		
クスによる分散投	る。	を一定の範囲内に		② 受給権者ポートフォリオ	な改善を要する		
資を行うととも		納めるよう努力し		基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。			
に、当該基本方針		ます。		・ 令和 2 年 3 月に農水省へ届出を行ったうえで、マイナス利回り付			
に基づき安全かつ				券の購入による年金財政への悪影響を抑えるため、暫定的措置と			
効率的に行う。				て短期資産の活用を継続。			

				失0.3億円を回避できたと考えられる。			
				・年金財政へ寄与させるため、年度内に償還を迎える国内債券を償還前に売却することについて、資金運用委員会及び経営管理会議の承認を経て、令和2年4月に売却。これにより、償還まで持ち切った場合と比べ、約522万円の利益を得た。 (令和3年3月末残高976億円(全額自家運用)			
				③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (令和3年3月末残高98億円)			
				④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (令和3年3月末残高30億円)			
(2)資金運用	委員会 (2) 資金運用委員会	(2) 資金運用委員会	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
等によるモニ	ニタリ 等によるモニタリ	等によるモニタリ	_	外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用状況及び	評定: b	自己評価の「b」	評定が妥当であ
ング	ング	ング	<その他の指標>	運用結果の評価分析等を行った。(令和2年6月18日)	資金運用委員会において、運用状況及	ると認められる。	
外部の有詞	職者で 外部の有識者で	外部の有識者で	運用状況及び運用結果	また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分	び運用結果の評価分析等を行った。		
構成された資	資金運 構成された資金運	構成された資金運	の評価・分析。	析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。	また、経営管理会議において、四半期		
用委員会に	おい 用委員会におい	用委員会におい		なお、資産構成割合は政策アセットミクスの乖離許容幅の範囲内に	ごとに運用状況等の評価・分析等のモニ		
て、毎年度、	運用で、毎年度、運用	て、運用環境の変	<評価の視点>	収まったため、リバランスを行わなかった。	タリングを行うとともに、資産の構成割		
環境の変化等	等も踏 環境の変化等も踏	化等も踏まえて運	資金運用委員会及び経		合を確認した。		
まえて運用ង	犬況等 まえて運用状況等	用状況等の評価・	営管理会議で運用状		これらのことから、b評定とした。		
の評価・分析	近年を の評価・分析等を かいまた かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい	分析等を行いま	況及び運用結果の評				
行う。	行う。	す。	価・分析等を行って		(評定区分)		
また、経営	営管理 また、経営管理	また、経営管理	いるか。		s:取組は十分であり、かつ、目標を		
会議において	て、四 会議において、四	会議において、四			上回る顕著な成果がある		
半期ごとに通	重用状 半期ごとに運用状	半期ごとに運用状			a:取組は十分であり、かつ、目標を		
況等の評価	・分析 況等の評価・分析	況等の評価・分析			上回る成果がある		
等のモニタ!	リング 等のモニタリング	等のモニタリング			b:取組は十分である		
を行うととす	もに、を行うとともに、	を行うとともに、			c:取組はやや不十分であり、改善を		
資産の構成割	割合を 資産の構成割合を	資産の構成割合を			要する		
確認し、その	の変動 確認し、その変動	確認し、その変動			d:取組はやや不十分であり、抜本的		
状況に応じ、	適切 状況に応じ、適切	状況に応じ、適切			な改善を要する		
にリバランス	スを行 にリバランスを行	にリバランスを行					
う。	う。	います。					
(3) 政策アセ	ットミ (3) 政策アセットミ	(3) 政策アセットミ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	a
クスの検証	・見直 クスの検証・見直	クスの検証・見直	_	令和2年6月18日に開催した資金運用委員会で年金資産の構成割合	評定: a	政策アセットミ	クスについて、最
L	L	L		(政策アセットミクス)の検証をした結果、緊急に見直す必要はない	最近の資産運用環境を踏まえ、資金運	近の資産運用環境を	を踏まえて、資金
政策アセッ	ットミ 政策アセットミ	最近の資産運用	<その他の指標>	との結論を得た。その上で、	用委員会で政策アセットミクスの検証	運用委員会で適切	に検証されてい

クスについて、毎 年度、資金運用委 員会において、運 用環境の変化に照 らした妥当性の検 証を行い、必要に 応じて見直しを行 う。	クスについて、毎 年度、資金運用委 員会において、選 用環境の変化に照 らした妥当性の検 証を行い、必必 応じて見直しを行 う。	環境を踏まえ、資 金運用委員会で政 策アセットミクス の検証を行い、必 要に応じて見直し を行います。	 ・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。 <評価の視点> ・資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じ見直しを行っているか。 	資金運用委員会で了承された政策アセットミクスの微調整は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大等を背景とした市場の大幅な変動を受けて一旦保留とし、現在も微調整前の政策アセットミクスによる運用を行っていること・政策アセットミクス微調整案の実施可否を含めた今後の対応については、次回以降の資金運用委員会に向けて、各委員の意見を反映させた上で、事務局において検討すること・加入者アンケートを実施することについて了承された。このことを受けて、令和2年11月に加入者アンケートを実施し、調	また、従来の金融変数を用いた検証に加え、アンケートにより加入者の意向を確認することで、改めて、現在の経済・金融環境下においては、現行の政策アセットミクスは概ね妥当であることを確認できたことから、a評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	加入者アンケートによって意向を把 握し、現行の政策アセットミクスの
				査結果について令和3年2月22日に開催した資金運用委員会に報告し、調査結果を令和3年3月10日にホームページに掲載した。	 a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する 	
(4) 運用の透明性の	(4) 運用の透明性の	(4) 運用の透明性の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
確保	確保	確保	_	① 令和元年度、令和2年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当であ
年金資産の運用		年金資産の構成		年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ令和2年6月2		ると認められる。
状況等について	割合、運用成績等	割合、運用成績等		5日、8月11日、11月16日及び令和3年2月15日にホームページで公		
は、四半期ごとに	については、四半	については、6月、	・年金資産の構成割合、	表した。	して、運用結果を通知した。	
公表するととも	期ごとにホームペ	8月、11月及び2	運用成績等の公表。	また、全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る令和元年		
に、各年度末時点		月までにホームペ				
における被保険者	するとともに、加	ージで情報を公表	結果の通知。	日付けで通知するとともに、通知の趣旨、運用状況に関する説明資		
等に係る運用結果	入者に対して、毎	するとともに、加	・年金給付等準備金の	料等について、ホームページに掲載した。	用を委託する運用受託機関の名称を基	
について、当該被	年6月末日までに	入者に対して、6	運用に関する基本方	◎ 左△処4 監推出△の写□ 7間→7寸→4 次へ写□チ□へって	金ホームページで公表していることか	
保険者等に対し、	その前年度末現在 で評価した個々の	月末日までに令和	針の公表。 ・外部運用を委託する	② 年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託	り、0許处とした。	
翌年度6月末日までに通知する。	加入者に係る運用	元度末現在で評価 した個々の加入者	ず用受託機関名の公		(評定区分)	
また、年金給付	結果を通知する。	に係る運用結果を	要用文託機関名の公 表。 表。	機関の名称をホームペークで公表する等、情報公開を積極的に1111、 運用の透明性の確保を図った。	(計定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を	
等準備金の運用に	また、年金給付	通知します。	本。・資金運用委員会の委	足川*ノ処が川工*ノ雁外で囚づた。	上回る顕著な成果がある	
関する基本方針、	等準備金の運用に	また、年金給付	員名簿、運営規程及		a:取組は十分であり、かつ、目標を	
資金運用委員会の	関する基本方針、	等準備金の運用に	び議事内容の公表		上回る成果がある	
委員名簿、運営規	資金運用委員会の	関する基本方針、	O 1972 - 1.1.1 - 1.777 - 7.777		b:取組は十分である	
程及び議事内容並	委員名簿、運営規	資金運用委員会の	 <評価の視点>		c:取組はやや不十分であり、改善を	
びに外部運用を委	程及び議事内容並	委員名簿、運営規	・年金資産の構成割合、		要する	
託する運用受託機	びに外部運用を委	程及び議事内容並	運用成績等について		d:取組はやや不十分であり、抜本的	
関の名称を公表す	託する運用受託機	びに外部運用を委	計画どおり公表して		な改善を要する	
る等、情報公開を	関の名称をホーム	託する運用受託機	いるか。			
			l	1	I	Į į

積極的に行い、運	ページで公表する	関の名称をホーム					
用の透明性の確保	等、情報公開を積	ページで公表する	おり運用結果を通知				
を図る。	極的に行い、運用	等、情報公開を積	しているか。				
	の透明性の確保を	極的に行い、運用	・年金給付等準備金の				
	図る。	の透明性の確保を図ります。	運用に関する基本方 針を公表している				
		凶りまり。					
			か。 ・外部運用を委託する				
			運用受託機関名を公				
			表し、資金運用委員				
			会の委員名簿、運営				
			規程及び議事内容を				
			公表しているか。				
5) スチュワードシ	(5) スチュワードシ	(5) スチュワードシ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	ь
ップ活動の実施	ップ活動の実施	ップ活動の実施	_	│ │ 令和2年9月、日本版スチュワードシップ・コードの再改訂に伴い、	評定: b	自己評価の「b」	評定が妥当でも
被保険者等の中	被保険者等の中	被保険者等の中		基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を再改定し、	「スチュワードシップ責任を果たすた	ると認められる。	
長期的な投資リタ	長期的な投資リタ	長期的な投資リタ	<その他の指標>	ホームページで公表した。	めの方針」を再改定した。		
ーンの拡大に資す	ーンの拡大に資す	ーンの拡大に資す	・スチュワードシップ	令和2年9月に再改定した「スチュワードシップ責任を果たすため	スチュワードシップ責任を果たすた		
るよう、責任ある	るよう、責任ある	るよう、責任ある	責任を果たすための	の方針」に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、令和元年7月	めの活動を実施し、その活動状況及び株		
機関投資家として	機関投資家として	機関投資家として	活動を実施し、情報	~令和2年6月までの実施状況を令和2年11月16日にホームページで	主議決権行使の結果を基金ホームペー		
スチュワードシッ	スチュワードシッ	スチュワードシッ	の公開を行う。	公表した。	ジで公表した		
プ責任を果たすた	プ責任を果たすた	プ責任を果たすた			これらのことから、b評定とした。		
めの活動を実施	めの活動を実施	めの活動を実施	<評価の視点>				
し、その活動状況	し、その活動状況	し、その活動状況	・スチュワードシップ		(評定区分)		
について、毎年度、	及び株主議決権行	及び株主議決権行	責任を果たすための		s:取組は十分であり、かつ、目標を		
公表する。	使の結果等につい	使の結果等をホー	活動を実施し、情報		上回る顕著な成果がある		
	て、毎年度、ホー	ムページで公表し	の公開を行っている		a:取組は十分であり、かつ、目標を		
	ムページで公表す	ます。	か。		上回る成果がある		
	る。				b:取組は十分である		
					c:取組はやや不十分であり、改善を		
					要する		
					d:取組はやや不十分であり、抜本的		
					な改善を要する		

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

2. 主要な経年データ

①主要なアウ	トプット(アウトカ	ム)情報					
指標等	達成目標	(参考)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		前中期目標期間最終年度値等					
20歳から39歳の	最終年度までに25%		(目標21.0%)	(目標22.0%)	(目標23.0%)		
基幹的農業従事		20.1%	21.2%	21.8%	(22.5%)		
者に占める農業					22.2%		
者年金の被保険							
者の割合	前年度より1ポイ		1.1ポイント	0.6ポイント	0.4 〈0.7〉 ポ		
	ント増加		増加	増加	イント増加		
			(21. 2% - 20. 1%)	(21.8%-21.2%)	(22. 2% (22. 5%)		
					-21.8%)		
女性の基幹的農	最終年度までに17%		(目標10.4%)	(目標12.5%)	(目標14.1%)		
業従事者に対す		9.3%	10.5%	12.7%			
る農業者年金の					14.9%		
被保険者の割合	 		_	_			
	前年度より1.6ポイ		1.2ポイント		2.2 〈3.1〉ポ		
	ント増加			増加	イント増加		
			(10.5% - 9.3%)	(12.7%-10.5%)			
					- 12. 7%)		

⁽注) 2年度の〈 〉内の数値は、自己評価時点で算定した数値であり、そうでない数値は、主務大臣評価時点で算定した数値である。

②主要なインプット	ト情報(財務 ^位	情報及び人員	に関する情報	段)	
	30年度	30年度 元年度		3年度	4年度
ユロガ (エロ)	E99 600	660 790	GEG 750		
予算額 (千円)	588, 690	669, 780	656, 750		
決算額 (千円)	583, 502	662, 545	644, 938		
経常費用 (千円)	583, 577	660, 864	644, 363		
経常利益 (千円)	13, 439	7, 237	21, 785		
行政コスト (千円)	575, 326	668, 048	644, 363		
従事人員数	5. 96	5. 96	5. 96		

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣	による評価	
				業務実績	自己評価		
3 農業者年金制度	3 農業者年金制度	3 農業者年金制度			В	評定	В
の普及推進及び情	の普及推進及び情	の普及推進及び情				5つの小項目の	うち、2 項目が a i
報提供の充実	報提供の充実	報提供の充実				3項目がb評定であ	あり、農林水産省
						価基準に基づくウ	ェイトを用いて
						平均して算出した約	結果、「B」評定と
						たため。	
						※3点(a)×2/10+	3点(a)×1/10
						(b)×5/10+2点(1	b)×1/10×2項目
						2. 3点	
						1. 5点以上2. 5点未流	尚 :B
農業者年金制度の	(1) 政策支援の対象	(1) 政策支援の対象	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
普及に当たっては、	となる若い農業者	となる若い農業者	_	令和2年度における20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者(推計)に	 評定:b	令和3年8月11日	日公表の令和3年
今後の農業を支える	の加入の拡大	の加入の拡大		対する同年齢層の被保険者数の割合(以下「若い被保険者割合」という。)	20歳以上39歳以下の若い被保険者割合	構造動態調査結果	を受けて、実績値
青年層や女性等に本	新規就農者など	20歳から39歳ま	<その他の指標>	は、22.5%(推計)となり、令和2年度計画の目標(23%)を0.5ポイント	 は、令和2年度計画の目標(23%)を0.5ポ	めて算定した結果、	22.2%(推計)と
制度の特色が広く理	農業の将来を支え	での基幹的農業従	_	下回った。	イント下回り22.5%となったことか	このため、令和	2年度計画の目
解されることによ	る若い担い手の育	事者に対する農業		令和2年度計画の目標(23%)を下回った主な要因は、新型コロナウイ	 ら、 c 評定相当であるが、新型コロナウ	%)を0.8 (自己評価	西時点では0.5) ス
り、本制度への加入	成及び確保に資す	者年金の被保険者	<評価の視点>	ルス感染症拡大防止の観点から、各都道府県において外出自粛や3密回	 イルス禍の下、加入推進活動を自粛せざ	ト下回っている。	
が進み、その就農や	るため、政策支援	の割合を令和4年	・20歳から39歳までの	避等に資する各種の対策が講じられる中、加入推進に向けた各種の研修	 るを得ないという未曽有の外部要因が影	一方、独立行政流	生人からのヒア リ
農業への定着等が期	の対象となり得る	度までに25%に拡	基幹的農業従事者に	活動や戸別訪問を中心とする加入推進活動そのものが大きく制約され	響していることを勘案し、b評定とした。	等により、新型コロ	コナウイルス感染
待されることから、	若い農業者に重点	大することを目指	対する農業者年金の	たことにより、新規加入者数が前年度よりも減少したと推察される。		急事態宣言が発令る	されていない月に
青年層の農業就業者	を置いた普及推進	し、令和2年度末	被保険者の割合を令		(評定区分)	る若い農業者の加え	入者数の総数は、
の増加や女性農業者	を図り、20歳から	までに同割合を令	和4年度までに25%		s:数値の達成度合が120%以上で顕	する月の過去7年3	平均の総数に比し
が活躍できる環境の	39歳までの基幹的	和元年度末から1	に拡大することを目		著な成果がある	1%であり、過去のコ	平均以上の若い農
整備といった、基本	農業従事者に対す	ポイント増加させ	指し、令和2年度末		a:数値の達成度合が120%以上	の加入を得ている。	ことが確認できた
計画の施策の方向性	る農業者年金の被	るか、又は23%に	までに同割合を令和		b:数値の達成度合が100%以上120%	を考慮し、「b」評定	が妥当と認めら
に沿って推進するこ	保険者の割合を、	拡大します。	元年度末から1ポイ		未満		
ととし、以下の目標	年1ポイント増加		ント増加させるか、		c : 数値の達成度合が80%以上100%		
達成に向けて取り組	させるか、又は平		又は23%に拡大した		未満		
むこととする。	成34年度末までに		$\mathcal{D}_{\sigma^\circ}$		d : 数値の達成度合が80%未満		
(1) 政策支援の対象	同割合を25%に拡						
となる若い農業者	大する。						
の加入の拡大							
我が国の経済社							
会や農業・農村の							
構造変化が進み、							
次世代の農業を担							
っていこうとする							

1	1	i					ı
者を確保すること							
が農政上の喫緊の							
課題となっている							
ため、新規就農者							
など農業の将来を							
支える若い担い手							
の育成及び確保に							
資するよう、政策							
支援の対象となり							
得る若い農業者に							
重点を置いた普及							
推進を図り、その							
加入の拡大を目指							
す。							
(2) 女性農業者の加	(2) 女性農業者の加	(2) 女性農業者の加	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 a	
入の拡大	入の拡大	入の拡大	_	令和2年度末における女性の基幹的農業従事者(推計)に対する被保	評定:s	令和3年8月11日公表の令和3年農業	į
女性農業者は農	女性農業者が、	女性の基幹的農		険者数の割合(以下「女性被保険者割合」という。)は、15.8%(推計)と	令和2年度における女性被保険者割合	構造動態調査結果を受けて、実績値を改	:
業就業者の4割を	老後生活への不安	業従事者に対する	<その他の指標>	なり、令和2年度計画の目標(14.1%)を1.7ポイント上回るとともに、	は、令和2年度計画の目標(14.1%)を1.7	めて算定した結果、14.9%(推計)となる。	
占め、女性が参画	を払拭しつつ、農	農業者年金の被保	_	令和2年度末の同割合(15.8%)は、令和元年度末(12.7%)から3.1ポ	ポイント上回るとともに、令和元年度末	このため、令和2年度計画の目標(14.1	L
している農業経営	業経営に積極的に	険者の割合を令和		イント増加となり、令和2年度計画の目標(1.6ポイント増加)を1.5ポ	(12.7%) を1.6ポイント増加させる目標	%)を0.8 (自己評価時点では1.7)ポイン	
体ほど販売金額が	関与できることと	4年度までに17%	<評価の視点>	イント上回った。	を1.5ポイント上回り、中期計画の目標(1	ト上回っている。	
大きく、経営の多	なるよう、女性農	に拡大することを	女性の基幹的農業従		7%) 達成に向けて、1年早いペースで進	独立行政法人からのヒアリング等によ	
角化に取り組む傾	業者に対する制度	目指し、令和2年	事者に対する農業者		捗していることから、 s 評定とした。	り、新型コロナウイルス感染症緊急事態	ŧ
向が強いなど、地	の普及啓発の取組	度末までに同割合	年金の被保険者の割			宣言が発令されていない月における女性	:
域農業の振興や農	を強化し、女性の	を令和元年度末か	合が令和4年度末ま		(評定区分)	農業者の加入者数の総数は、過去7年平	-
業経営の発展等に	基幹的農業従事者	ら1.6ポイント増	でに17%に拡大する		s:数値の達成度合が120%以上で顕	均の対応する月の総数に比して121%で	š.
重要な役割を担っ	に対する農業者年	加させるか、又は	ことを目指し、令和		著な成果がある	あり、過去の平均以上の女性農業者の加	1
ている。	金の被保険者の割	14.1%に拡大し	2年度末までに同		a:数値の達成度合が120%以上	入を得ていることが確認できたことを考	;
他方、農村社会	合を、年1.6ポイン	ます。	割合を令和元年度末		b:数値の達成度合が100%以上120%	慮し、「a」評定が妥当であると認められ	,
ではいまだ指導的	ト増加させるか、		から1.6ポイント増		未満	る。	
地位や経営主の多	又は平成34年度末		加させるか、又は		c : 数値の達成度合が80%以上100%		
数を男性が占める	までに同割合を17		14.1%に拡大した		未満		
ような状況にある	%に拡大する。		か。		d:数値の達成度合が80%未満		
ことから、男女と							
もに意識改革を図							
りながら、女性農							
業者が一層活躍で							
きる環境整備を進							
めることが必要で							
ある。							
このため、女性							

農業者が、老後生	İ		l I			1
活への不安を払拭						
しつつ、農業経営						
に積極的に関与で						
きることとなるよ						
う、女性農業者に						
対する制度の普及						
対 5 前及の音及						
る光の収組を強化して、その加入の拡						
大を目指す。						
(3)加入推進活動の	(3)加入推進活動の	(3)加入推進活動の	ノナね空具的化価へ	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	評定 a
実施(1)及び(8)	実施	実施		ア 新規就農者を含む若い農業者や女性農業者を加入推進の重点的な		新型コロナウイルス感染症拡大防止の
(1)及び(2)	上記(1)及び			対象とし、市町村段階、都道府県段階及び全国段階の業務受託機関によれる加入機構に向けた取組等を開発にした「全和2年度における典		観点から、Web会議の開催や収録ビデオの 送けなど其会としてできるる限りの手段
に掲げた目標を達し	(2)の目標達成		<その他の指標>	おける加入推進に向けた取組等を明確にした「令和2年度における農業者を加入推進の取得する」なった19年4月1日ははで名業務会会		送付など基金としてできうる限りの手段
成するには、基金	に向け、毎年度、	に向け、以下の活動を行います。	_	業者年金加入推進の取組方針」を令和2年4月1日付けで各業務受託		を検討・実践し、加入推進活動に取り組
及び業務受託機関	若い農業者や女性	動を行います。	/証圧の知上へ	機関に発出するとともに、各都道府県・市町村毎の目標を設定した加	を図ることを明確にした取組方針	
が認識を共有し、	農業者に重点的に	ア「令和2年度		入推進活動計画を策定させた。		また、独立行政法人からのヒアリング
一丸となって、戦	加入を勧めること		・都道府県別新規加入	「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言」の発令等		等により、新型コロナウイルス感染症緊
略的に加入推進活	などを内容とする	年金の加入推進		を踏まえ、当初5月に開催予定であった業務受託機関の担当者会議等		急事態宣言が発令されていない月におけ
動に取り組む必要	加入推進の取組に	の取組方針」を		を6月に開催するとともに、当会議に出席できなかった業務受託機関		る若い農業者及び女性農業者の加入者数
がある。	関する方針を作成		・加入実績が低調な地	を対象としたブロック毎(北海道・東北、北陸、近畿)の会議を7月に	の徹底に取り組んだ。	の総数は、過去7年平均の対応する月の
このため、基金	し、業務受託機関	業者、女性農業		開催したほか、Web会議の開催や担当者会議の収録ビデオを送付する		総数に比して115%であり、過去の平均以
は、加入促進の取	の担当者会議等に	者に重点的に加		など新たな取組も取り入れ、また、加入推進活動計画を着実に実施す		上の加入者を得ていると認められる。
組に関する方針を	おいて、当該取組	入を勧めること		るよう指導・支援・進捗管理を行うなど、きめ細かな対応により、当		これらを総合的に勘案すると、取り組
定め、その内容を	方針の徹底を図る			該取組方針の徹底を図った。		みは十分であり、目標を上回る成果があ
業務受託機関に周	とともに、加入推	す。	の地域の平均以上と		集する会議の開催が困難な県では、	ったことから、「a」評定が妥当と認めら
知徹底するととも	進活動のリーダー	また、年度当	なっているか)。	イ 都道府県段階の業務受託機関と基金との共催により、例年、全国47	業務受託機関の担当者が市町村を	れる。
に、都道府県毎に	を対象とする研修	初の業務受託機	ア 「令和2年度に	会場で開催される「加入推進特別研修会」については、新型コロナウ	巡回して研修会を実施するなど、工	
新規加入者に関す	会を開催する。	関の担当者会議	おける農業者年金	イルス禍にある状況を踏まえて、	夫して、制度の理解増進や加入推進	
る目標を設定し、	また、都道府県	等において、当	の加入推進の取組	・基金役職員が参加した県(17県)以外の県(26県)については、	活動の推進に取り組んだ。	
当該目標の達成を	毎に新規加入者に	該取組方針の徹	方針」を作成し、	理事長のビデオレター、制度説明の読み上げ原稿を提供		
目指して加入推進	関する目標を設定	底を図ります。	若い農業者、女性	・人が参集しての開催が困難となった3県については、県段階の業	ウ 都道府県間の加入推進目標の達成	
活動を行う。	し、その進捗管理	イ 加入推進活動	農業者に重点的に	務受託機関の職員が市町村を巡回して研修会を実施	状況に係る格差縮小に向けて、重点	
	を行い、達成状況	のリーダーとな	加入を勧めること	など工夫をしながら研修会を開催し、農業者年金制度の理解の増進や	都府県及び特別重点県を指定する	
	が低調な都道府県	る農業委員や農	を明確にしたか。	加入推進活動計画に基づいた取組の推進を図った。	とともに、当該都府県の重点市町村	
	に対して市町村で	業委員会事務局	また、年度当初		・JA を登録し、加入推進強化月間	
	の巡回意見交換な	及び農業協同組	の業務受託機関の	ウ 令和2年度は、重点都府県として7県を指定して、当該都府県に対	を設けての周知活動や特別活動計	
	どの特別活動を実	合の担当者を対	担当者会議等にお	して、市町村別データ等を提供し、重点市町村・JAを登録させるとと	画を策定しての新規加入者の発掘	
	施する。	象とする「加入	いて、当該取組方	もに、加入推進用「ポスター」を発送し、窓口や相談ブース等に貼っ	等の取組を進めた。	
		推進特別研修	針の徹底を図った	て、加入推進月間(令和2年10月から12月)等において、広く周知活		
		会」を開催し、	か。	動を行うよう指導するなど、重点的な加入推進に資するよう取り組ん	これらのことから、a評定とした。	

I	制度についての	イ 加入推進活動の	だ。	I	I
	理解の増進を図			(証字区公)	
	るとともに、加		国農業協同組合中央会、特別重点県の業務受託機関による5者協議を通じて特別活動計画を共同等字し、加入社会者に対するアンケート調		
	入推進活動の活				
	発化を図りま す。	を対象とする「加		ー 出版組は十分であり、から、日保を 上回る成果がある	
	ッ。 ウ 都道府県間の			上回る成未がある b:取組は十分である	
	加入推進目標の			c:取組はやや不十分であり、改善を	
	達成状況の格差	度についての理解		要する	
	の縮小を図るた	の増進を図るとと		d:取組はやや不十分であり、抜本的	
	め、令和元年度	もに、加入推進活		な改善を要する	
	における目標の				
	達成状況が一定				
	水準以下の都道	ウ 都道府県間の加			
	府県を重点都道	入推進目標の達成			
	府県に、また、	状況の格差の縮小			
	その中で目標の	を図るため、令和			
	達成状況がさら	元年度における目			
	に低調な都道府	標の達成状況が一			
	県を特別重点都	定水準以下の都道			
	道府県として指	府県を重点都道府			
	定し、特別活動	県に、また、その			
	を実施します。	中で目標の達成状			
		況がさらに低調な			
		都道府県を特別重			
		点都道府県として			
		指定し、特別活動			
		を実施したか。			
(4) 加入推進活動の	(4)加入推進活動の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
効果検証	効果検証	_	新規加入者アンケート調査を実施した結果、加入の決め手は、全体と	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当である。
効果的な加入推	効果的な加入推		しては戸別訪問、若い人や女性は家族からの勧めの割合が高いこと、制	新規加入者アンケート調査の結果や	認められる。
進を図る観点か	進を図る観点か	<その他の指標>	度を知っていて加入しなかった理由としては、加入に必要な詳しい説明	業務受託機関の活動実績、優良事例調査	
ら、毎年度、新規	ら、新規加入者へ	_	を聞く機会がなかったことが最も多いこと等を把握した。	等を検証して、これらの結果を業務受託	
加入者へのアンケ	のアンケート調		また、業務受託機関の活動実績や優良事例調査等を実施した結果を検	機関に提示して協議し、より効率的な取	
ート調査等によ	查、業務受託機関	<評価の視点>	証したところ、	組の推進に努めたことから、b評定とし	
り、加入推進の取	の活動実績把握、	・効果的な加入推進を		た。	
組の効果を検証す	優良事例の調査等				
る。	により必要なデー				
	タ・情報の収集・分			s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	析を行い、加入推		・加入実績の上がっている業務受託機関は、戸別訪問や戸別訪問に向		
	進の取組の効果を	優良事例の調査等に	けた対策会議を全国平均よりもより多く実施していること	a:取組は十分であり、かつ、目標を	

		検証します。	より必要なデータ・	等を定量的に把握した。	上回る成果がある		
		また、これらの	情報の収集・分析を	これらの検証結果については、ブロック会議等の場で、都道府県段階	b : 取組は十分である		
		検証結果を踏ま	行い、加入推進の取	の業務受託機関に提示して、取組の徹底と改善に向けて協議を行い、令	c:取組はやや不十分であり、改善を		
		え、業務受託機関	組の効果を検証した	和2年度下期において、新型コロナウイルス禍にある状況を踏まえて、	要する		
		と協議しつつ、よ	か。	感染症対策を徹底しながら、市町村段階での戸別訪問の実施、加入推進	d:取組はやや不十分であり、抜本的		
		り効果的な取組と	また、これらの検証	名簿の更新、対象者の絞り込み、女性加入推進部長による取組の強化を	な改善を要する		
		なるよう必要な検	結果を踏まえ、業務	都道府県段階の業務受託機関を通じて市町村段階の業務受託機関に要			
		討を行います。	受託機関と協議しつ	請するとともに、都道府県段階の業務受託機関における加入対象者が多			
			つ、より効果的な取	い市町村を重点活動対象地区としての研修会等の取組を推進した。			
			組となるよう必要な				
			検討を行ったか。				
(4) ホームページ等	(5) ホームページ等	(5) ホームページ等	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
による情報の提供	による情報の提供	による情報の提供	_	ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパ	評定: b	自己評価の「1	o」評定が妥当であると
ホームページや	農業者に制度の	ア 農業者に制度		ンフレットや、若い農業者向け (政策支援内容を説明したもの)、女	ア 若い農業者、女性農業者等に特化	認められる。	
メールマガジン等	仕組み等を周知す	の仕組み・特徴	<その他の指標>	性農業者向け (夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、40歳超の	したリーフレット等を作成し、新規		
を活用し、農業者	るため、パンフレ	等を周知するた	・アライド・ブレイン	農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明し	就農者が集まる機会等を活用した		
年金制度の内容、	ットや対象者毎の	め、パンフレッ	ズ(株)が中央省庁・	たもの)のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成	情報提供、加入者・受給権者の声の		
基金の運営状況、	リーフレット等を	トや若い農業	独法等を対象に毎年	して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、新規	紹介、幅広くWebサイト等を活用して		
事業の実施状況等	作成し、農業者が	者、女性農業者	度実施しているウェ	就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア	の若い農業者や女性農業者等への		
に関する分かりや	集まる機会等を活	等に特化したリ	ブサイトクオリティ	等の新規就農希望者が集まる機会等を活用しての配布・説明等による	情報発信を行った。		
すい資料を掲載	用して情報提供に	ーフレットを作	実態調査。	働きかけを推進した。			
し、制度や基金の	努めるとともに、	成し、農業者が		また、加入者・受給者の声の紹介、JA青年部のリーダーや農業委員	イ ホームページについて、セキュリ		
活動等について広	ホームページやメ	集まる機会等を	<評価の視点>	会組織の女性リーダーの農業者年金の魅力についての対談記事、加入	ティの向上やYouTubeを活用するな		
範な情報提供を行	ールマガジン等を	活用し、説明・	ア 農業者に制度の仕	推進用資材等の情報をホームページに掲載するとともに、スマートフ	ど国民が速やかにアクセスできる		
い、国民の理解の	活用し、制度や基	配布等を実施す	組み・特徴等を周知	ォンでも閲覧できるよう対応した。	よう環境の改善を図った。		
増進を図る。	金の活動等につい	るとともに、加	するため、パンフレ	さらに、農業者向けWebサイト「マイナビ農業」に農業者年金のPR記			
なお、ホームペ	て広範な情報提供	入者・受給者の	ットや若い農業者、	事を掲載するとともに、農林水産省が設置・配信している「経営局フ	ウ 若い農業者や女性農業者等を支援		
ージは、制度の内	を行う。	声、青年リーダ	女性農業者等に特化	ェイスブック」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」、「農業	する全国・都道府県等の各段階の機		
容や基金の活動状	なお、ホームペ	ーの声等必要と	したリーフレットを	担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」に	関・団体と連携して、制度のPRの機		
況を広く周知する	ージについては、	なる情報ととも	作成し、農業者が集	加え、新たに「MAFFアプリ」を活用し、青年新規就農者・認定農業者	会を増やし、制度の周知に努めた。		
有効な手法の一つ	国民が必要な情報	にホームページ	まる機会等を活用	や女性農業者等に向けた農業者年金に関する情報発信を積極的に行			
であることから、	に速やかにアクセ	でも情報提供し	し、説明・配布等を	った。	これらのことから、b評定とした。		
国民が必要な情報	スできるよう、定	ます。	実施するとともに、				
に速やかにアクセ	期的に構成・閲覧	また、若い農	加入者・受給者の	イ ホームページについては、セキュリティの向上 (PHP7.3からPHP7.4	(評定区分)		
スできるよう、そ	環境等の要改善点	業者や女性農業	声、青年リーダーの	へのバージョンアップ)を図るとともに、加入推進用の動画をYouTube	s:取組は十分であり、かつ、目標を		
の構成・閲覧環境	を確認し、その改	者を対象とする	声等必要となる情報	へ移行してリンクの設定を行うなどアクセスしやすい環境等への改	上回る顕著な成果がある		
等の改善に取り組	善に取り組む。	メールマガジン	とともにホームペー	善に取り組み、アライド・ブレインズ (株) が中央省庁・独法等を対	a:取組は十分であり、かつ、目標を		
む。	また、新規就農	を活用し、農業	ジでも情報提供した	象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査では、昨年	上回る成果がある		
また、新規就農	者や女性農業者等	者年金制度のPR	か。	度同様Dランク(調査対象独立行政法人87法人中3番目)を維持した。	b: 取組は十分である		
者や女性農業者等	に対する支援を行				c:取組はやや不十分であり、改善を		
に対する支援を行	う機関・団体等と	等によって情報	や女性農業者を対象	ウ 全国段階の業務受託機関と連携して、	要する		

う機関・団体等と	情報交換を行う場	提供します。	とするメールマガジ	・女性農業委員及び女性農業者を対象とする加入推進研修会をWeb	d:取組はやや不十分であり、抜本的
の連携を図り、こ	を設ける等連携を	イ ホームページ	ンを活用し、農業者	方式で開催し、加入推進の事例報告、ファイナンシャルプランナー	な改善を要する
れらの者が参集す	図り、新規就農者	については、国	年金制度のPR記事	からの講話	
る研修会や各種イ	や女性農業者等が	民が必要な情報	を掲載する等によっ	・Web方式により開催されたJA全国女性大会において、農業者年金	
ベント等におい	参集する研修会や	に速やかにアク	て情報提供したか。	を案内する資料の紹介	
て、制度のPRを	イベント等におい	セスできるよ	イ リーフレットの作	・JA全国青年大会においては、チラシを活用した農業者年金の紹介	
行う機会を増や	て、制度のPRを	う、構成・閲覧	成・提供、ホームペ	等の取組を推進した。	
す。	行う機会を増や	環境等の要改善	ージでの情報発信を	また、都道府県段階の業務受託機関と連携して、新規就農者や女性	
	す。	点を確認し、そ	行ったか。	農業者等に対して、リーフレットの配布・説明等を通じた働きかけを	
		の改善に取り組	ホームページにつ	推進した。	
		みます。	いて、国民が速やか	さらに、農業委員会とJAとの連携強化を促す観点から、農業委員会	
		ウ 新規就農者や	にアクセスできるよ	とJAが共有する「加入推進名簿」の作成事例の紹介や、加入推進の優	
		女性農業者等に	う、構成・閲覧環境	良取組事例等の情報収集・提供を図るなど制度の周知に努めた。	
		対する支援を行	等の改善に取り組ん		
		う機関・団体等	だか。		
		と情報交換を行	制度のPR行う機会		
		う場を設ける等	を増やし、制度の周		
		連携を図り、新	知を行ったか。		
		規就農者や女性	ウ 新規就農者や女性		
		農業者等が参集	農業者等に対する支		
		する研修会やイ	援を行う機関・団体		
		ベント等におい	等と情報交換を行う		
		て、制度のPRを	場を設ける等連携を		
		行う機会を増や	図り、新規就農者や		
		し、制度の周知	女性農業者等が参集		
		に努めます。	する研修会やイベン		
			ト等において、制度		
			のPRを行う機会を		
			増やし、制度の周知		
			に努めたか。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第2-1 業務改善の推進 当該項目の重要度、難易度 円 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号: 0106

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間						当該年度までの累積値
			最終年度値等)						等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第4 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化			В	評定 B
に関する事項	に関する目標を達	に関する目標を達				5つの中項目の全てがB評定 [*]
	成するためとるべ	成するためとるべ				あり、農林水産省の評価基準に
	き措置	き措置				づくウェイトを用いて加重平均し
						て算出した結果、「B」評定となっ
						たため。
						※2点(B)×1/5×5項目=2点
						1.5点以上2.5点未満: B
1 業務改善の推進	1 業務改善の推進	1 業務改善の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
事務の簡素化・効率	事務の簡素化・効率	事務の簡素化・効率	_	業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理等を行い、以下について業務	評定:B	自己評価の「B」評定が妥当で
化により事務処理の	化により事務処理の	化により事務処理の		改善の推進を図った。	業務改善に向けた工程表に基づく	あると認められる。
負担を軽減するとと	負担を軽減するとと	負担を軽減するとと	<その他の指標>	マイナンバー利用事務については、マイナンバーPTにおいて、デ	進捗管理を行い、マイナンバーを利用	
もに、業務運営に要す	もに、業務運営に要す	もに、業務運営に要す	_	ジタル・ガバメント実行計画で示された事項のうち農業者年金に関	した業務改善の検討及び制度改正に	
る経費の抑制を図る	る経費の抑制を図る	る経費の抑制を図る		係する事項について、実施時期等の検討を行うとともにマイナンバ	係るシステム改修等の改善点の検討	
観点から、業務フロー	観点から、部署横断的	観点から、部署横断的	<評価の視点>	ーの直接取得方式についての検討を行った。	や進捗管理等を行った。	
の検証、改善点の検討	な業務やマイナンバ	な業務やマイナンバ	・業務改善を推進するた	また、特例付加年金及び経営移譲年金の受給権者に係る現況届の提	また、加入推進の取組について、取	
・洗い出し等を行うな	ー利用事務等の業務	ー利用事務等の業務	め、改善点の検討・洗	出について、引き続き年金を受給する要件を満たしているかを確認	組方針及び各都道府県・市町村毎の目	
ど、業務運営の効率化	を重点とした業務改	を重点とした業務改	い出し等を行い、業務	するに当たり、現況届の提出者のうち、再確認該当者(経営所得安	標を設定した加入推進活動計画を策	
の取組を計画的かつ	善を推進するため、業	善を推進するため、業	運営の効率化の取組	定対策等交付金の申請者)に限定して、地方税関係情報の連携を令	定させ、着実に実施するよう指導・	
着実に推進する。	務フローの検証、改善	務フローの検証、改善	を計画的かつ着実に	和3年度から本格実施する予定。	支援・進捗管理を行った。	
	点の検討・洗い出し等	点の検討・洗い出し等	推進したか。	なお、共通申請システムの導入については、プラットフォームの検	これらのことから、B評定とした。	
	を行うとともに、業務	を行うとともに、業務		討を開始した。		
	改善に向けた工程表	改善に向けた工程表			(評定区分)	
	に基づく進捗管理を	に基づく進捗管理を		・ 年金制度改正に伴う各種規程の見直しや農業者年金記録管理シス	S:取組は十分であり、かつ、目標	
	行う。また、進捗管理	行います。		テムの改修等については、基金に設置した制度改正対応委員会及び	を上回る顕著な成果がある	

や業務	務を取り巻く状	また、進捗管理や業	制度改正等業務対応チームにおいて、改正点の検討・洗い出し等を	A:取組は十分であり、かつ、目標	
況の変	変化に応じて、適	務を取り巻く状況の	行うとともに、制度改正に係る令和4年度末までの基金全体の作業	を上回る成果がある	
宜工程	程表の見直しを	変化に応じて、適宜工	スケジュールを策定し、このスケジュール表に基づき作業を進めた。	B:取組は十分である	
行いつ	つつ、業務運営の	程表の見直しを行い	また、作業の進捗状況や農業者年金記録管理システム改修の進捗状	C:取組はやや不十分であり、改善	
効率化	化の取組を計画	つつ、業務運営の効率	況を同委員会等において検証し、スケジュールを見直すなど、進捗	を要する	
的かつ	つ着実に推進す	化の取組を計画的か	管理を行った。	D:取組はやや不十分であり、抜本	
る。		つ着実に推進します。		的な改善を要する	
			・ 加入推進の取組については、市町村段階、都道府県段階及び全国段		
			階の業務受託機関における加入推進に向けた取組等を明確にした		
			「令和2年度における農業者年金加入推進の取組方針」を令和2年		
			4月1日付けで各業務受託機関に発出するとともに、各都道府県・		
			市町村毎の目標を設定した加入推進活動計画を策定させた。		
			また、都道府県段階の業務受託機関の担当者会議、ブロック毎(北		
			海道・東北、北陸、近畿)の会議、加入推進活動計画を着実に実施す		
			るよう指導・支援・進捗管理を行うなど、当該取組方針の徹底を図		
			った。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第2-2 電子化の推進 当該項目の重要度、困難度 ー 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号: 0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
		(前中期目標期間						当該年度までの累積値
		最終年度値等)						等、必要な情報
農業者年金記録管理システ	対前年度増加	農業委員会						
ムを利用した届出書等の作	•	26.14% (29年度)	30.66%	34.07%	35. 20%			
成割合			(対前年比117.3)	(対前年比111.1)	(対前年比103.3)			
		農業協同組合						
		32.11% (29年度)	35. 70%	38. 36%	40.09%			
			(対前年比111.2)	(対前年比107.5)	(対前年比104.5)			

3.	各事業年度の業務に	孫る目標、計画、業	務実績、年度評価に依	系る自己評価及び主称	済大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	Î	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	2 電子化の推進	2 電子化の推進	2 電子化の推進			В	評定 B
	「世界最先端IT国	1のとおり業務改善	ICTの活用など業務				2つの小項目の全てが、b 評定で
	家創造宣言・官民デー	に向けた取組を行う	の電子化による業務				あり、農林水産省の評価基準に基
	タ活用推進基本計画」	中で、「世界最先端	改善について検討し、				づくウェイトを用いて加重平均し
	(平成29年5月30日閣	I T国家創造宣言・官	その効果が見込まれ、				て算出した結果、「B」評定となっ
	議決定)等を踏まえ、	民データ活用推進基	かつ、実施可能なもの				たため。
	ICTの活用など業	本計画」(平成29年5	から、工程表に基づ				※2点(b)×1/2×2項目=2点
	務の電子化による業	月30日閣議決定)等を	き、順次、業務の電子				1.5点以上2.5点未満: B
	務改善について検討	踏まえ、ICTの活用	化を推進します。				
	し、その効果が見込ま	など業務の電子化に	その際、特に、農業				
	れ、かつ、実施可能な	よる業務改善につい	者年金記録管理シス				
	ものから、工程表に基	て検討し、その効果が	テムやマイナンバー				
	づき、順次、業務の電	見込まれ、かつ、実施	による情報連携の業				
	子化を推進する。	可能なものから、工程	務については、次のと				
	特に、農業者年金記	表に基づき、順次、業	おり取り組みます。				
	録管理システムにつ	務の電子化を推進す					
	いて、利用可能な受託	る。					
	機関の全てが利用す	その際、特に、農業					
	ることを目指し、その	者年金記録管理シス					
	更なる利用の促進に	テムやマイナンバー					

取り組むとともに、マ	による情報連携の業					
イナンバーによる情	務については、次のと					
報連携の業務につい	おり取り組む。					
ては、円滑かつ着実に	(1)農業者年金記録管	(1)農業者年金記録管	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
実施する。	理システムの利用	理システムの利用促	_	① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和2年度新任者	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当で
	促進	進		研修会兼専門業務研修会」(令和2年6月19日開催)において、令和元	都道府県段階の業務受託機関を対	あると認められる。
	利用可能な業務受	基金と業務受託機	<その他の指標>	年度に全業務受託機関を対象に実施したシステムの利用促進と利用状	象とした担当者会議におけるシステ	
	託機関の全てが利	関との間で「利用促	_	況等に関する調査の結果(概要)及び「令和2年度農業者年金記録管理	ム利用の働きかけ及び全業務受託機	
	用することを目指	進取組方針」を定め		システム普及拡大取組方針」(以下「普及拡大取組方針」という。)の	関に対して、システムの普及拡大取組	
	し、基金と業務受託	るほか、基金主催の	<評価の視点>	案について説明を行い、市町村段階の業務受託機関へのシステム利用	方針を送付し、利用普及を図った。	
	機関との間で「利用	会議や業務受託機関	・農業者年金記録管理シ	の働きかけを依頼するとともに、令和2年7月9日付けで普及拡大取	また、市町村段階の業務受託機関が	
	促進取組方針」を定	主催の同システム操	ステムの利用促進に	組方針を全業務受託機関に通知した。	参加するシステム研修会において、シ	
	めるほか、基金主催	作研修会での同シス	取り組んだか。	また、令和元年度に実施した「農業者年金業務受託機関に対する農業	ステム利用のメリット、操作方法の説	
	の会議や業務受託	テム利用のメリット	・同システムを利用した	者年金記録管理システムの開発の検討に係るヒアリング」の結果を踏	明を通じ、システムの更なる利用促進	
	機関主催の同シス	及び処理状況確認操	届出書等の作成割合	まえ、令和2年5月からシステムの利用時間を試行的に延長し、6月	に取り組むなどしたことにより、農業	
	テム操作研修会で	作マニュアルの業務	が令和元年度実績を	から本格稼働させた。	委員会及び農業協同組合とも、令和2	
	の同システム利用	受託機関への周知を	上回ったか。		年度の農業者年金記録管理システム	
	のメリット及び処	通じて、同システム		② 都道府県段階の業務受託機関が主催するシステム研修会に基金職員	を利用した届出書等の作成割合が令	
	理状況確認操作マ	の更なる利用の促進		を講師として派遣し、システム利用のメリット及びシステム操作方法	和元年度実績を上回ったことから、b	
	ニュアルの業務受	に取り組みます。		等の説明を行い、システムの利用促進に取り組んだ(令和2年度:10	評定とした。	
	託機関への周知を	特に、事務処理遅		県 延べ15日、令和元年度実績:23県 延べ27日)。		
	通じて、同システム	延の防止及び業務の		また、新型コロナウイルス感染症対策等により、研修会の開催が遅	(評定区分)	
	の更なる利用の促	効率化の観点から、		れる場合には、基金ホームページに掲載しているシステム利用方法習	s:数値の達成度合が120%以上で	
	進に取り組む。	届出書等の処理状況		得のための教材(視認性の高いもの)を活用するよう、「令和2年度新	顕著な成果がある	
	特に、事務処理遅	確認機能の活用を勧		任者研修会兼専門業務研修会」(令和2年6月19日開催)及びブロック	a : 数値の達成度合が120%以上	
	延の防止及び業務	めることとし、同シ		会議において周知した。	b:数値の達成度合が100%以上	
	の効率化の観点か	ステムを利用した届		これらの取組により、令和3年3月末現在のシステムを利用した届出	120%未満	
	ら、届出書等の処理	出書等の作成割合が		書等の作成割合については、農業委員会、農業協同組合ともに令和元	c:数値の達成度合が80%以上	
	状況確認機能の活	令和元年度実績を上		年度実績を上回った。	100%未満	
	用を進めることと	回るようにします。			d:数値の達成度合が80%未満	
	し、同システムを利			【システムを利用した届出書等の作成割合】		
	用した届出書等の			業務受託機関 令和元年度 令和2年度		
	作成割合を増加さ			農業委員会 34.07% 35.20%		
	せる。			農業協同組合 38.36% 40.09%		
	(2) マイナンバーによ	(2) マイナンバーによ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	る情報連携	る情報連携	_	マイナンバーによる情報連携については、政策支援加入申出者の税情報	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当で
	適正かつ効率的な	適正かつ効率的な		(農業所得額)及び農業者年金加入時における国民年金との情報照会作業	マイナンバーによる情報連携につ	あると認められる。
	事務処理を図る観点	事務処理を図る観点	<その他の指標>	を毎月実施した。	いては、業務手順の見直しを行いなが	
	から、マイナンバー	から、マイナンバー	_	また、作業を通じて得たノウハウを作業マニュアルの見直しに活かし、	ら、着実に実施しており、令和元年度	
	による情報連携につ	による情報連携につ	<評価の視点>	円滑かつ適切な事務を行った。	に発生した情報連携エラーの再発防	

いて、円滑かつ着実	いて、円滑かつ着実	・適正かつ効率的な事務	なお、令和元年度に発生した情報連携エラーの復旧にあたっては、シス	止のため、令和3年度のシステム更新	
に実施するため、情	に実施するため、情	処理を図る観点から、	テム開発業者等の知見を要したことから、令和3年度のシステム更新にあ	にあたり、サービス保守契約を締結し	
報連携内容や連携実	報連携内容や連携実	情報連携システムの	たり、サービス保守契約を締結した。	たことから、b評定とした。	
現に向けて解決すべ	現に向けて解決すべ	運用・管理に取り組ん			
き課題を検討し、連	き課題を検討し、連	だか。			
携実現後の業務手順	携実現後の業務手順				
の見直し、情報連携	の見直し、情報連携			(評定区分)	
システムの運用・管	システムの運用・管			s:取組は十分であり、かつ、目標	
理に取り組む。	理に取り組みます。			を上回る顕著な成果がある	
				a:取組は十分であり、かつ、目標	
				を上回る成果がある	
				b:取組は十分である	
				c:取組はやや不十分であり、改善	
				を要する	
				d:取組はやや不十分であり、抜本	
				的な改善を要する	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	運営経費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
一般管理費削減率	効率化除外経費を除	△3.0%(平成28年	△4.5%(平成29年度予算	△4.5%(平成30年度予算	△3.0%(令和元年度予			
	き対前年度比△3%	度予算と平成29年	と平成30年度予算の比較)	と令和元年度予算の比	算と令和2年度予算の			
	以上	度予算の比較)		較)	比較)			
事業費削減率	対前年度比△1%以	△4.7%(平成28年	△1.1%(平成29年度予算	△1.1%(平成30年度予算	△1.0%(令和元年度予			
	上	度予算と平成29年	と平成30年度予算の比較)	と令和元年度予算の比	算と令和2年度予算の			
		度予算の比較)		較)	比較)			

3.	各事業年度の業務に	孫る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主種	务大臣による評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標		法	ら人の業務実績	・自己評価		主務大臣による評価	
						業務実統	責		自己評価		
	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制						В	評定 B	
										2つの小項目の全てが、b i	严定で
										あり、農林水産省の評価基準	単に基
										づくウェイトを用いて加重ュ	平均し
										て算出した結果、「B」評定る	となっ
										たため。	
										※2点(b)×1/2×2項目=2点	
										1. 5点以上2. 5点未満:B	
	(1)業務の効率化を進	(1) 一般管理費及び事	(1) 一般管理費及び事	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>				b	評定 b	
	め、一般管理費及び	業費の削減	業費の削減	• 一般管理費削減率。	① 令和2年度の一般管	管理費 (人件費を	除く。) ついては、	効率化除外経	<評定と根拠>	自己評価の一般管理費及び	が事業 しんしん
	事業費 (業務委託	業務の効率化を進	業務の効率化を進		費を除く効率化対象	経費を対前年度比	こで3%以上削減す	るという計画	評定: b	費のそれぞれ「b」評定が多	妥当で
	費)の削減を行う。	め、一般管理費 (注)	め、一般管理費 (注)	<その他の指標>	に対して、前年度比'	で3.0%の削減とな	なった。		一般管理費(効率化除外経費を除	あると認められる。	
	総人件費につい	については、毎年度	については、対前年	・業務の適正な執行を確					く。) については、対前年度比で3%		
	ては、政府の方針を	平均で対前年度比で	度比で3%以上、事	保しつつ 削減率の目					以上の削減を行うという計画に対し		
	踏まえつつ、適切に	3%以上、事業費(業	業費 (業務委託費)	標を達成しているか。			(単位	左: 千円、%)	て、対前年度比で△3.0%となったこ		
	対応する。	務委託費)について	については、対前年	・削減率が大きい場合、		元年度予算	2年度予算	削減率	とから、b評定とした。		
		は、毎年度平均で対	度比で1%以上の削	それは業務見直しや	一般管理費のうち	241, 432	235, 827	△3.0			
		前年度比で1%以上	減を行います。	効率化によるもので	効率化対象経費				(評定区分)		
		の削減を行う。	このため加入者等	あるか。	※ 効率化対象経費は、消	費者物価指数の影響	を考慮した額で比較。		s:数値の達成度合が120%以上		

	このため加入者等	に対するサービスの		※ 効率化除外経費				で顕著な成果がある	
	に対するサービスの	水準の維持に配慮し		令和元年度:固定的組	圣費、各年度増減経費	(女性加入対策経費、	記録管理システム分	a:数値の達成度合が120%以上	
	水準の維持に配慮し	つつ、コスト意識の		析経費等				b:数値の達成度合が100%以上	
	つつ、コスト意識の	徹底、計画的な調達		令和2年度:固定的組		(記録管理システム系	用環境調査、ク	120%未満	
	徹底、計画的な調達	等を行います。			ドLANサーバ更新等)		,,	c:数値の達成度合が80%以上	
	等を行う。	総人件費(退職手当						100%未満	
	総人件費(退職手当	及び福利厚生費(法						d:数値の達成度合が80%未満	
	及び福利厚生費(法	定福利費及び法定外							
	定福利費及び法定外	福利費)並びに人事	 <主な定量的指標>	<主要な業務実績>				<評定と根拠>	
	福利費)並びに人事	院勧告を踏まえた給	• 事業費削減率。	 ② 令和2年度の事業	費(業務委託費)に	ついては、効率化	除外経費を除	 評定:b	
	院勧告を踏まえた給	与改定部分を除く。)		 く効率化対象経費を	対前年度比で1%	以上削減するとい	う計画に対し	事業費(効率化除外経費を除く。)	
	与改定部分を除く。)	については、政府の	<その他の指標>	 て、前年度比で1.0%	るの削減となった。			 については、対前年度比で1%以上の	
	については、政府の	方針を踏まえつつ、	_					 削減を行うという計画に対して、対前	
· ·	方針を踏まえつつ、	適切に対応します。				(単位	:: 千円、%)	年度比で△1.0%となったことから、	
· ·	適切に対応する。	(注) 人件費、農業者年	<評価の視点>		元年度予算	2年度予算	削減率	b評定とした。	
· ·	(注)人件費、農業者年	金記録管理システム	業務の適正な執行を確	業務委託費のうち	1, 835, 934	1, 817, 572	△1.0		
	金記録管理システム	保守経費、資金運用	保しつつ 削減率の目	 効率化対象経費				(評定区分)	
	保守経費、資金運用	管理システム経費、	標を達成しているか。	※ 効率化対象経費は、消	 背費者物価指数の影響	と考慮した額で比較。		s:数値の達成度合が120%以上	
	管理システム経費、	事務所借料経費、情	・削減率が大きい場合、	※ 効率化除外経費				で顕著な成果がある	
	事務所借料経費、情	報セキュリティ対策	それは業務見直しや	令和元年度:各年度埠	曾減経費(女性加入対	策経費、消費税調整 額	į)	a : 数値の達成度合が120%以上	
	報セキュリティ対策	経費及び特殊要因に	効率化によるもので	令和2年度:各年度埠	曾減経費(消費税調整	質)		b:数値の達成度合が100%以上	
	経費及び特殊要因に	より増減する経費は	あるか。					120%未満	
	より増減する経費は	除きます。						c : 数値の達成度合が80%以上	
	除く。							100%未満	
								d:数値の達成度合が80%未満	
(2)職員の給与水準の	(2)給与水準の適正化	(2) 給与水準の適正	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>				<評定と根拠>	評定 b
適正化を図るため、	職員の給与水準の	職員の給与水準	_	令和2年度人事院勧	告については、新雪	コロナウイルス感	染症の影響か	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当で
国家公務員の給与規	適正化を図るため、	の適正化を図るた		ら例年の8月勧告が遅	れ、ボーナスにつ	いては令和2年10.	月7日、月例給	国家公務員の給与改定の状況を踏	あると認められる。
定等の状況を踏ま	国家公務員の給与規	め、国家公務員の給	<その他の指標>	については10月28日に	行なわれたところ	である。		まえた給与規程の見直しを行った。	
え、必要に応じ給与	程等の状況を踏ま	与規程等の状況を踏	国家公務員の状況を踏	人事院勧告を踏まえ	、国家公務員給与治	芸等が改正されたと	ころであり、	また、その見直し内容、令和元年度	
規程の見直しを行	え、必要に応じ給与	まえ、必要に応じ給	まえた給与規程の見直	基金においても給与規	程の見直しを行っ	÷.		の対国家公務員地域・学歴別指数(地	
い、見直しを行った	規程の見直しを行	与規程の見直しを行	しの実施。当該見直し	また、令和2年度にお	おける規程の見直し	内容については、	対国家公務員	域・学歴別法人基準年齢階層ラスパ	
場合にはその内容を	い、見直しを行った	い、見直しを行った	内容及びラスパイレス	地域·学歴別指数(地域)	域・学歴別法人基	準年齢階層ラスノ	ペイレス指数)	イレス指数)、役員報酬及び職員給与	
公表するとともに、	場合にはその内容を	場合にはその内容を	指数の公表。	並びに役員の報酬水準	進及び職員の給与	<準の妥当性の検	証結果ととも	水準の妥当性の検証結果を令和2年	
対国家公務員地域·	公表するとともに、	公表するとともに、	・役員報酬及び職員給与	に、基金ホームページに	こおいて令和3年(月に公表すること	としている。	6月末にホームページで公表したこ	
学歴別指数(地域・	対国家公務員地域・	対国家公務員地域・	水準の妥当性の検証の	なお、令和元年度の総	合与水準の適正化の	取組の進捗状況等	についても基	とから、b評定とした。	
学歴別法人基準年齢	学歴別指数(地域・	学歴別指数(地域・	実施。当該検証結果の	金ホームページにおい	て令和2年6月に	公表した。			
階層ラスパイレス指	学歴別法人基準年齢	学歴別法人基準年齢	公表。					(評定区分)	
数)を公表する。	階層ラスパイレス指	階層ラスパイレス指		【対国家公務員地域	或・学歴別指数】	_		s:取組は十分であり、かつ、目標	
また、役員の報酬水	数)を毎年度公表す	数)を公表します。	<評価の視点>	令和元年度	101.6			を上回る顕著な成果がある	
準及び職員の給与水	る。	また、役員の報酬	国家公務員の給与改定	平成30年度	98.6			a:取組は十分であり、かつ、目標	

準については、毎年	また、役員の報酬水	水準及び職員の給与	状況を踏まえた給与規	を上回る成果がある	
度、その妥当性を検	準及び職員の給与水	水準については、そ	程の見直しを行い、当	b:取組は十分である	
証し、その検証結果	準については、毎年	の妥当性を検証し、	該見直し内容及びラス	c:取組はやや不十分であり、改善	
についてホームペー	度、その妥当性を検	その検証結果につい	パイレス指数を公表し	を要する	
ジにおいて公表す	証し、その検証結果	てホームページにお	ているか。	d:取組はやや不十分であり、抜本	
る。	についてホームペー	いて公表します。	・役員報酬及び職員給与	的な改善を要する	
	ジにおいて公表す		水準の妥当性の検証を		
	る。		行い、当該検証結果を		
			公表しているか。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達の合理化		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0106

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
	一者応札・応募件数	前中期計画期間の 平均(6件)以下		6件	1件	2件			
	随意契約件数	前中期計画期間の 平均(8件)以下		8件	5件	7件			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 調達の合理化	4 調達の合理化	4 調達の合理化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
公正かつ透明な調達	公正かつ透明な調	公正かつ透明な調	・随意契約件数。	調達等合理化計画に基づき、競争参加者増加のための取組として、入札	評定: B	自己評価の「B」評定が妥当
手続による適切で迅速	達手続による適切で、	達手続による適切で、	・一者応札・応募件数。	案件の仕様書等の電子配布、今後の発注予定案件について事前に基金ホー	調達等合理化計画に基づき、競争参	あると認められる。
かつ効果的な調達を実	迅速かつ効果的な調	迅速かつ効果的な調		ムページで公表するとともに、オープンカウンター方式による調達を行っ	加者増加のための取組を行った結果、	
現する観点から、「独立	達を実現する観点か	達を実現する観点か	<その他の指標>	た。	随意契約件数及び一者応札・応募件	
行政法人における調達	ら、「独立行政法人に	ら、「独立行政法人に	一般競争入札等の実	その結果として、令和2年度における競争性のない随意契約は7件であ	数が目標の範囲内となったことから、	
等合理化の取組の推進	おける調達等合理化	おける調達等合理化	施。	り、「調達等合理化計画」で掲げる目標(8件以内)以下となった。	B評定とした。	
について」(平成27年5	の取組の推進につい	の取組の推進につい		また、一者応札・応募件数は2件であり、「調達等合理化計画」で掲げ		
月25日総務大臣決定)に	て」(平成27年5月25	て」(平成27年5月25	<評価の視点>	る目標(6件以内)以下となった。		
基づき策定する「調達	日総務大臣決定) に基	日総務大臣決定)に基	・契約について、原則と		(評定区分)	
等合理化計画」につい	づき基金が策定する	づき基金が策定する	して一般競争入札に		S:取組は十分であり、かつ、目標	
て着実に実施する。	「調達等合理化計画」	「調達等合理化計画」	よるものとするほか、		を上回る顕著な成果がある	
	に盛り込んだ取組に	に盛り込んだ取組に	適正化を推進してい		A:取組は十分であり、かつ、目標	
	ついて着実に実施し、	ついて着実に実施し、	るか。		を上回る成果がある	
	随意契約件数及び一	随意契約件数及び一			B:取組は十分である	
	者応札・応募件数につ	者応札・応募件数につ			C: 取組はやや不十分であり、改善	
	いて、前中期目標期間	いて、前中期目標期間			を要する	
	の件数の平均以下と	の件数の平均以下と			D:取組はやや不十分であり、抜本	
	なるようにする。	なるようにします。			的な改善を要する	

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第2-5 組織体制の整備等 当該項目の重要度、難易度 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号: 0106

2	2. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報				

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価			
組	織体制の整備等	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等			В	評定	В	
							2つの小項目	lの全てが b 評定	
							あり、農林水産	6省の評価基準に	
							づくウェイトを	用いて加重平均	
							て算出した結果	:、「B」評定とな	
							たため。		
							※2点(b)×1/2	2×2項目=2点	
							1. 5点以上2. 5点	未満: B	
(1)	組織体制の整備	(1) 組織体制の整備	(1)組織体制の整備	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b	
2	各部署の業務量の	各部署の業務量の	各部署の業務量の	_	職員面談や基金管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量	評定: b	自己評価の	「b」評定が妥	
動同	向等に対応して、	動向等に対応して、	動向等に対応して、		の動向や業務の実施状況等の把握に努めるとともに、それぞれの業務に必	組織体制及び人員配置について、継	あると認められ	<i>、</i> る。	
業務	務全体を効率的か	業務全体を効率的か	業務全体を効率的か	<その他の指標>	要な組織体制及び人員配置が適正なものとなるよう、必要に応じ、組織の	続的な点検を行い、必要な組織体制及			
つ刻	効果的に運営でき	つ効果的に運営でき	つ効果的に運営でき	・組織体制及び運営につ	見直しや弾力的な人員配置を行うこととしている。	び人事配置の見直しを行ったことか			
る体	体制を確保する観	る体制を確保する観	る体制を確保する観	いての継続的点検。	農業者年金制度の改正等に伴うシステム改修業務の増加を踏まえ、令和	ら、b評定とした。			
点な	から、組織の体制	点から、組織体制及	点から、組織の体制	・必要に応じた適切な組	2年4月1日付けで情報管理課に職員を1名増員した。				
及び	び運営について継	び運営について継続	及び運営について継	織体制や人員配置へ		(評定区分)			
続的	的に点検し、必要	的に点検し、必要に	続的に点検し、必要	の見直し。		s:取組は十分であり、かつ、目標			
に万	芯じ、適切な組織	応じ、適切な組織体	に応じ、適切な組織			を上回る顕著な成果がある			
体制	制や人員配置への	制や人員配置への見	体制や人員配置への	<評価の視点>		a:取組は十分であり、かつ、目標			
見正	直しを行う。	直しを行う。	見直しを行います。	・組織体制及び人員配置		を上回る成果がある			
				について継続的な点		b: 取組は十分である			
				検を行っているか。		c:取組はやや不十分であり、改善			
				・必要に応じた適切な組		を要する			
				織体制や人員配置へ	•	d:取組はやや不十分であり、抜本			
				の見直しを行ってい		的な改善を要する			

			るか。						
(2) 働き方改革の推進	(2) 働き方改革の推進	(2) 働き方改革の推進	<主な定量的指標>	< <u> </u>	·要な業務実績>		<評定と根拠>	評定	b
「働き方改革実行計	「働き方改革実行計	「働き方改革実行計	_	1	定時退庁の推進、超過勤務の縮減及び計画的な業	養務の執行等につい	評定: b	自己評価の「	b」評定が妥当で
画」(平成29年3月28	画」(平成29年3月28	画」(平成29年3月28		7	て、役員部課長会などの機会を捉えて職員に周知する	ることとしており、	超過勤務の縮減、研修の実施、職員	あると認められる	5.
日働き方改革実現会	日働き方改革実現会	日働き方改革実現会	<その他の指標>	华	寺に超過勤務については、管理職への事前登録を徹	敵底するなど縮減に	の研修会等の受講及び資格取得支援		
議決定)を踏まえ、	議決定)を踏まえ、	議決定)を踏まえ、	・ワークライフバランス	多	そめている。		に取り組んだことから、b評定とし		
業務の効率化を進	業務の効率化を進	業務の効率化を進	の改善。		なお、令和2年度においては、農業者年金制度及U	び押印等廃止の改正	た。		
め、超過勤務の縮減、	め、超過勤務の縮減、	め、超過勤務の縮減、	・専門研修、資格取得支	1	こ向けた対応等の影響もあり、令和元年度(同期)	と比較して基金全			
男性職員の育児休業	男性職員の育児休業	男性職員の育児休業	援など職員の人材育成	₽	なで超過勤務が増加した。		(評定区分)		
取得など職員のワー	取得など職員のワー	取得など職員のワー	に取組んでいるか。		今後、新型コロナウイルスの感染症拡大防止にも配	配慮しつつ、計画的	s:取組は十分であり、かつ、目標		
クライフバランスの	クライフバランスの	クライフバランスの		7,	は業務運営に努めていく考えである。		を上回る顕著な成果がある		
改善に取り組むとと	改善に取り組むとと	改善に取り組むとと	<評価の視点>				a:取組は十分であり、かつ、目標		
もに、独立行政法人	もに、独立行政法人	もに、独立行政法人	・ワークライフバランス		【基金全体の超過勤務時間】		を上回る成果がある		
として専門性の高い	として専門性の高い	として専門性の高い	の改善や専門研修、資		令和2年度 4,250 時間		b:取組は十分である		
業務を適切に遂行す	業務を適切に遂行す	業務を適切に遂行す	格取得支援など職員の		令和元年度 3,360 時間		c:取組はやや不十分であり、改善		
る観点から、専門研	る観点から、専門研	る観点から、専門研	人材育成に取組んでい		対前年同期比 +890 時間 (126%)		を要する		
修や資格取得支援、	修や資格取得支援、	修や資格取得支援、	るか。				d:取組はやや不十分であり、抜本		
若手職員や女性職員	若手職員や女性職員	若手職員や女性職員		2	資金部職員を対象とした年金資産運用等の専門研	肝修等の実施や資格	的な改善を要する		
の活躍の場を積極的	の活躍の場を積極的	の活躍の場を積極的		耳	対得支援、若手職員の行政研修への参加等、職員の	の人材育成にも引き			
に設けるなど職員の	に設けるなど職員の	に設けるなど職員の		糸	売き取り組みを行った。				
人材育成に積極的に	人材育成に積極的に	人材育成に積極的に							
取り組み、働き方改	取り組み、働き方改	取り組み、働き方改							
革を積極的に推進す	革を積極的に推進す	革を積極的に推進し							
る。	る。	ます。							

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3 財務内容の改善に関する事項 当該項目の重要度、難易度 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号: 0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
		(前中期目標期間						当該年度までの累積値等、必
		最終年度値等)						要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評	平価	主務大臣による評
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に	第3 財務内容の改善に	第3 財務内容の改善に			В	評定 B
関する事項	関する事項	関する事項				1 つの中項目が B
						であったため。
						※2点(B)×1/1=2点
						1. 5点以上2. 5点未満
1 業務の効率化を反映	財務内容の改善に関す	財務内容の改善に関す			В	評定 B
した予算の策定と遵	る事項	る事項				5つの小項目のう
守						項目が a 評定、4 項目
「第4 業務の効率						評定であり、農林水
化に関する事項」に定						の評価基準に基づく
める事項を踏まえた						イトを用いて加重平
中期計画の予算を作						て算出した結果、「E
成し、当該予算による						定となったため。
運営を行う。						※3点(a)×1/5+2点
						×1/5×4項目=2.2点
						1. 5点以上2. 5点未満
	(1)業務の効率化を反映	(1)業務の効率化を反映	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	した予算の策定と遵	した予算の策定と遵	_	第4期中期計画期間(平成30~令和4年度)においては、業務の効率化	評定: b	自己評価の「b」
	守	守		を進め、一般管理費(※)については、毎年度平均で対前年度比で3%以	業務の効率化に関する事項を踏まえた令和	が妥当であると認め
	「第2 業務の効率	「第2 業務の効率	<その他の指標>	上、事業費(業務委託費)については毎年度平均で対前年度比で1%以上	2年度計画の予算を作成し、当該予算による	る。
	化に関する目標を達	化に関する目標を達	_	の削減を行うこととしており、この方針通り令和2年度計画の予算を作成	運営を行ったことから、b評定とした。	
	成するためとるべき	成するためとるべき	<評価の視点>	し、運営を行った。		
	措置」に定める事項を	措置」に定める事項を	・「第2 業務の効率化	※ 人件費、年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経	(評定区分)	
	踏まえた中期計画の	踏まえた年度計画の	に関する目標を達成	費、事務所借料経費、セキュリティ対策経費及び特殊要因により増	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	予算を作成し、当該予	予算を作成し、当該予	するためとるべき措	減する経費を除く。	上回る顕著な成果がある	

	算による運営を行う。	算による運営を行い	置」に定める事項を踏		a:取組は十分であり、かつ、目標を	
		ます。	まえた年度計画の予		上回る成果がある	
			 算を作成し、運営を行		b:取組は十分である	
			ったか。		c:取組はやや不十分であり、改善を	
					要する	
					d:取組はやや不十分であり、抜本的	
					な改善を要する	
2 決算情報・セグメン	(2)決算情報・セグメン	(2)決算情報・セグメン	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
ト情報の開示	ト情報の開示	ト情報の開示	_	セグメント情報を令和2年度決算において整理し、主務大臣から決算	評定: b	自己評価の「b」
財務内容等の一層の	セグメント情報を決	セグメント情報を決		が承認され次第、速やかに基金ホームページで公表する予定である。	セグメント情報を令和元年度決算において	が妥当であると認め
透明性を確保する観	算において整理し、決	算において整理し、決	<その他の指標>	なお、令和元年度決算においても基金ホームページにおいて令和	整理し、令和2年7月に基金ホームページで	る。
点から、決算情報や、	算が主務大臣から承	算が主務大臣から承	_	2年7月に公表した。	公表したことから、b評定とした。	
業務内容等に応じた	認され次第、速やかに	認され次第、速やかに				
適切な区分に基づく	開示する。	開示します。	<評価の視点>		(評定区分)	
セグメント情報の開			・セグメント情報を整理		b:速やかに開示している	
示を徹底する。			し、速やかに開示した		d:速やかに開示していない	
			カュ。			
3 業務達成基準に基づ	(3)業務達成基準に基づ	(3)業務達成基準に基づ		<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
く会計処理の適切な	く会計処理の適切な	く会計処理の適切な	_	独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、収益化単位の業務(各課室の		自己評価の「b」
実施	実施	実施		 業務 ごとに令和2年度当初の予算配分を行った上で、その単位ごとの期	収益化単位の業務ごとに令和2年度予算の	が妥当であると認め
独立行政法人会計基	独立行政法人会計基	 独立行政法人会計基	<その他の指標>	中の執行状況と今後の執行見込みを踏まえ、第4四半期の開始前(令和2	 当初配分及び再配分を計画的に行ったことか	 る。
準の改訂(平成12年2	準の改訂(平成12年2	準の改訂(平成12年2	_	年12月末)までに再配分を行った。	ら、b 評定とした。	
月16日独立行政法人	月16日独立行政法人	 月16日独立行政法人				
会計基準研究会策定、	会計基準研究会策定、	会計基準研究会策定、	<評価の視点>		(評定区分)	
平成27年1月27日改	平成27年1月27日改		・業務達成基準に基づく		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
訂)等により、運営費	訂)等により、運営費				上回る顕著な成果がある	
交付金の会計処理と	交付金の会計処理と	交付金の会計処理と			a:取組は十分であり、かつ、目標を	
して、業務達成基準に	して、業務達成基準に	して、業務達成基準に			上回る成果がある	
よる収益化が原則と	よる収益化が原則と	よる収益化が原則と			b: 取組は十分である	
されたことを踏まえ、	されたことを踏まえ、	されたことを踏まえ、			c:取組はやや不十分であり、改善を	
引き続き、収益化単位	収益化単位の業務ご	収益化単位の業務ご			要する	
の業務ごとに予算と	とに予算と実績を管	とに予算と実績を管			d:取組はやや不十分であり、抜本的	
実績を適切に管理し、	理する体制を構築す				な改善を要する	
次年度の予算の配分	る。	ます。				
に反映する。	-					
4 貸付金債権等の適切	(4)貸付金債権等の適切	 (4)貸付金債権等の適切	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
な管理等	な管理等	な管理等	_	すべての農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡金債権につい		自己評価の「b」
旧制度に基づく農地	旧制度に基づく農地			て、令和2年8月に債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託		が妥当であると認め
等取得資金貸付金債	等取得資金貸付金債	金債権及び農地等割		機関と連携して債権の円滑かつ確実な回収に取り組んだ。	しを行い、これに基づき適切な管理・回収	3.
権及び農地等割賦売	権及び農地等割賦売			また、農地等担保物件の評価の見直しを行った。	を実施した。	
渡債権の管理を適切	渡債権については、す	は、すべての債権につ			また、担保物件についても評価の見直し	

	に行い、これらの債権	べての債権について、	いて、債権分類の見直	<評価の視点>						を行ったことから b 評定とした。	
	の円滑かつ確実な回	毎年度、債権分類の見	し及び農地等担保物	・貸付金債権等の管理・							
	収に努める。	直しを行い、担保物件	件の評価の見直しを	回収を適切に行って						(評定区分)	
		の確認等を踏まえた	行い、債権の管理を適	いるか。						s:取組は十分であり、かつ、目標を	
		農地等担保物件の評	切に行います。							上回る顕著な成果がある	
		価の見直しを行う。	また、業務受託機関							a:取組は十分であり、かつ、目標を	
		また、業務受託機関	との連携等により、こ							上回る成果がある	
		との連携等により、こ	れらの債権の円滑か							b: 取組は十分である	
		れらの債権の円滑か	つ確実な回収に努め							c:取組はやや不十分であり、改善を	
		つ確実な回収に努め	ます。							要する	
		る。								d: 取組はやや不十分であり、抜本的	
										な改善を要する	
į	5 長期借入金の適切な	(5)長期借入金の適切な	(5)長期借入金の適切な	<主な定量的指標>	法附則第17条第	2項の規定に基	づき、長期借	入金は市中	金利情勢等を	<評定と根拠>	評定 a
	実施	実施	実施	_	考慮し、競争入札を	を行うことにより	極力有利な条	:件での借え	入れを行った。	評定: a	新型コロナウイルス
	独立行政法人農業者	独立行政法人農業者	独立行政法人農業者							新型コロナウイルスの感染拡大により対面	染症拡大に対応しな
	年金基金法(平成14年	年金基金法(平成14年	年金基金法(平成14年	<その他の指標>	借入年月日	借入れの相手方	借入金額	借入利率	償還期限	による招へい活動の制約を受ける中、支援業	ら、丁寧な招へい活動
	法律第127号)附則第	法律第127号)附則第	法律第127号)附則第	・市中金利情勢等。		(金融機関数)	(百万円) (平均金利)		者と連携し、一部の金融機関に対してはビデ	行うとともに、市中金
	17条第2項の規定	17条第2項の規定	17条第2項の規定	• 応札倍率。	令和3年2月1日	4機関	54, 100	0.000%	6年2月6日	オ会議形式でIRを行うなど、丁寧な招へい活	機関が応札しやすいよ
	による長期借入金を	による長期借入金を	による長期借入金を							動を行うとともに、今後の年金給付費の推移	に借入期間を調整し、
	するに当たっては、市	するに当たっては、市	するに当たっては、市	<評価の視点>	・競争入札に	おける応札倍率:	: 4.87倍			や償還金額等を勘案した上で、市中金融機関	度毎の借入金額の平準
	中の金利情報等を考	中の金利情報等を考	中の金利情報等を考	・極力有利な条件での借	· 入札日(3:	年1月19日)には	づける市中金利	IJ		が応札しやすいように、引き続き借入期間を	を図った。
	慮し、極力有利な条件	慮し、極力有利な条件	慮し、極力有利な条件	入れを行っているか。	国債:▲	0.115%、政府保記	正債:▲0.010	%		調整し、年度毎の借入金額の平準化を図った	
	での借入れを図る。	での借入れを図る。	での借入れを図りま		・同時期実施	の特別会計(※)	借入金(5年): 0.000%	0	ことにより、借入利率が事実上最も低い0.000%	率が事実上最も低い0.0
			す。		(※) 国	有林野事業債務管	管理特別会計			となったことから、a評定とした。	%となったことは、目
					・基金の I R	活動先 5金融標	幾関				を上回る成果があった
											とから、「a」評定が妥
					(参考)					(評定区分)	と認められる。
					l - 	るマイナス金利導 T	1			l s:取組は十分であり、かつ、目標を	
					借入年月日	応札倍率	借入利率(平均	均金利)	借入期間	上回る顕著な成果がある	
					平成29年2月3日	2. 35		0. 1022%	5年	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
					29年11月2日	4. 93		0. 087%	4年程度	上回る成果がある	
					30年2月2日	3. 97		0. 038%	3年程度	b:取組は十分である	
					30年11月5日	5. 76		0.000%	1年程度	c:取組はやや不十分であり、改善を	
					31年2月5日			0.000%	4年程度	要する	
					令和2年1月31日			0.000%	3年	d:取組はやや不十分であり、抜本的	
					3年2月1日	4. 87		0.000%	3年	な改善を要する	

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 当該項目の重要度、難易度 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号:0106

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必 要な情報	

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標			法人の業務実績	漬・自己評	価	主務大	に臣による評価
					業務実績	責		自己評価		
	第4 予算(人件費の見	第4 予算(人件費の見積						В	評定	В
	積りを含む。)、収支計画及	りを含む。)、収支計							1つの中	項目がB評定で
	び資金計画	画及び資金計画							たため。	
									※2点(B)	×1/1=2点
									1.5点以上2	2.5点未満:B
								В	評定	В
									2つの小	項目の全てが
									であり、農	林水産省の評
									に基づくり	ウェイトを用い
									重平均して	算出した結果
									評定となっ	たため。
									※2点(b)	×1/2×2項目=
									1.5点以上2	2.5点未満:B
	別紙	別紙	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>(再掲)			b	評定	b
			• 一般管理費削減率。	① 令和2年度の一般	管理費(人件費を	除く。) ついては、	効率化除外経	: <評定と根拠> (再掲)	自己評価	西の一般管理
				費を除く効率化対象	経費を対前年度比	とで3%以上削減す	るという計画	評定: b	事業費のそ	れぞれ「b」
			<その他の指標>	に対して、前年度比	で3.0%の削減とな	よった。		一般管理費(効率化除外経費を除く。)	妥当である	と認められる
			_					については、対前年度比で3%以上の削減	或	
						(単位	7.: 千円、%)	を行うという計画に対して、対前年度比で	\$	
			<評価の視点>		元年度予算	2年度予算	削減率	△3.0%となったことから、b 評定とした		
			・業務の適正な執行を確	一般管理費のうち	241, 432	235, 827	△3. 0			
			保しつつ 削減率の目	効率化対象経費				(評定区分)		
			標を達成しているか。	※ 効率化対象経費は、消	肖費者物価指数の影響	を考慮した額で比較。		s:数値の達成度合が120%以上で		
			・削減率が大きい場合、	※ 効率化除外経費				顕著な成果がある		
			それは業務見直しや	令和元年度:固定的紀	E費、各年度増減経費	(女性加入対策経費、	記録管理システム分	a:数値の達成度合が120%以上		

		1
効率化によるな		b:数値の達成度合が100%以上
あるか。	令和2年度:固定的経費、各年度増減経費(記録管理システム利用環境調査、	
	ローズドLANサーバ更新等)	c:数値の達成度合が80%以上
		100%未満
		d:数値の達成度合が80%未満
<主な定量的指標	< 主要な業務実績> (再掲)	<評定と根拠> (再掲)
・事業費削減率。	② 令和2年度の事業費(業務委託費)については、効率化除外経費を降	新 評定: b
	く効率化対象経費を対前年度比で1%以上削減するという計画に対し	事業費(効率化除外経費を除く。)につ
<その他の指標>	て、前年度比で1.0%の削減となった。	いては、対前年度比で1%以上の削減を行
	(単位:千円、%	うという計画に対して、対前年度比で
	元年度予算 2年度予算 削減率	△1.0%となったことから、b評定とした。
	業務委託費のうち 1,835,934 1,817,572 △1.0	
・業務の適正な執	 	(評定区分)
保しつつ 削減:	※ 効率化対象経費は、消費者物価指数の影響を考慮した額で比較。	s:数値の達成度合が120%以上で
標を達成してい	ろか。 ※ 効率化除外経費	顕著な成果がある
・削減率が大きい	易合、	a : 数値の達成度合が120%以上
それは業務見頂	しや 令和2年度:各年度増減経費(消費税調整額)	b:数値の達成度合が100%以上
効率化による。	っので	120%未満
あるか。		c:数値の達成度合が80%以上
		100%未満
		d:数値の達成度合が80%未満
<主な定量的指標	> <主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定 b
	- 予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行った。	評定:b 自己評価の「b」評定が妥当
	 (予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。)	予算、収支計画、資金計画に基づき、法であると認められる。
		人運営における資金の配分を行ったこと
・予算、収支計画	資金	から、b評定とした。
計画。		
		(評定区分)
		s:取組は十分であり、かつ、目標を
・予算、収支計画	 資金	上回る顕著な成果がある
計画に基づき、		a:取組は十分であり、かつ、目標を
おける資金の配		上回る成果がある
行っているか。		b: 取組は十分である
119 (19)		c: 取組はやや不十分であり、改善を
		要する
		d:取組はやや不十分であり、抜本的
		な改善を要する

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第5 短期借入金の限度額 当該項目の重要度、難易度 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号: 0106

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間						当該年度までの累積値等、必
			最終年度値等)						要な情報
	短期借入金実績	2億円(限度額)		_	-	-			・運営費交付金の受入遅延による場
									合の限度額は2億円
		702億円(限度額)		_	-	-			・長期借入金が一時的に調達困難と
									なった場合等の限度額は702億円

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評	r価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	第5 短期借入金の限	第5 短期借入金の限度	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 -
	度額	額	・借入限度額。	令和2年度農業者年金基金における具体的な短期資金の調達スキーム	評定:-	短期借入金の実績はないた
	1 2億円	1 運営費交付金の受入		を策定し(令和2年2月27日経営管理会議)、三井住友銀行及び農林中央		め、評価は行わない。
	(想定される理由)	れの遅延による資金の	<その他の指標>	金庫と当座貸越契約を行った(それぞれ令和2年3月31日及び4月1日)。	(評定区分)	
	運営費交付金の受	不足となる場合におけ	_	短期借入金については、実績がなかった。	B:限度額の範囲である	
	入れの遅延。	る短期借入金の限度額			D:限度額の範囲を超えた	
		は、2億円とします。	<評価の視点>			
	2 702億円		・借入限度額の範囲内で			
	(想定される理由)	2 独立行政法人農業者	あったか。			
	独立行政法人農業	年金基金法(平成114年				
	者年金基金法附則第	法律第127号)附則第17				
	17条第2項の規定に	条第2項の規定に基づ				
	基づく長期借入金の	く長期借入金に関して、				
	一時的な調達困難。	一時的に調達が困難				
		になった場合等の短期				
		借入金の限度額は、702				
		億円とします。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第6-1	職員の人事に関する計画(人員及び人件費	の効率化に関する目標を含む。)	
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0106

2. 主要な経年データ

_	・工女は性干ノーク								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最						当該年度までの累積値等、必要な情報
			終年度値等)						
	年度末の常勤職員数	74人以下	29年度末 74人	72人	74人	71人			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己語	評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営に	第6 その他主務省令で	第6 その他主務省令で			В	評定 B
関する重要事項	定める業務運営に関	定める業務運営に関				6つの中項目の全てがB評定で
	する事項	する事項				り、農林水産省の評価基準に基づく
						ェイトを用いて加重平均して算出し
						結果、「B」評定となったため。
						※2点(B) ×1/6×6項目=2点
						1.5点以上2.5点未満:B
	1 職員の人事に関する	1 職員の人事に関する			В	評定 B
	計画(人員及び人件費	計画(人員及び人件費				2 つの小項目の全てが b 評定て
	の効率化に関する目	の効率化に関する目				り、農林水産省の評価基準に基づく
	標を含む。)	標を含む。)				ェイトを用いて加重平均して算出し
						結果、「B」評定となったため。
						※2点(b) ×1/2×2項目=2点
						1.5点以上2.5点未満:B
	(1) 方針	(1) 方針	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	農業者年金事業や	農業者年金事業や	_	① 職員研修実施計画に基づき、「令和2年度研修実施計画」を策	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当であ
	年金資産の運用に関	年金資産の運用に関		定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員につ	新任者研修や専門研修を実施し人材の	と認められる。
	する研修等により専	する研修等により専	<その他の指標>	いては、農業者年金基金の業務全般についての研修を4月に実	育成を図った。	
	門的知識を有する人	門的知識を有する人	・専門研修の実施。	施し、12月には拡充研修を実施した。	また、ヒアリング等の実施を踏まえ、	
	材の育成を図るとと	材の育成を図るとと	・業務量に応じた適正な	年金部職員専門研修については、資金部職員を対象に、資産	業務量に応じた適正な人員配置を行った	
	もに、基金全体の業	もに、基金全体の業	人員配置。	運用の専門家を講師とした資産運用に関する研修を令和3年3	ことから、b評定とした。	
	務量を適切に見積も	務量を適切に見積も		月に実施した。		
	り、業務量に応じた	り、業務量に応じた	<評価の視点>	資金運用研修については、基金職員を対象に、資産運用の専	(評定区分)	
ı	適正な人員配置を	適正な人員配置を行	・専門的知識を有する人	門家を講師とした資産運用に関する研修を令和2年11月に実施	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	う。	います。	材の育成を図る。	した。	上回る顕著な成果がある	

	1	・基金全体の業務量を適	なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理解	a:取組は十分であり、かつ、目標を	I	
		 切に見積もり、業務量	 度テストを実施した。	上回る成果がある		
		 に応じた適正な人員配		 b:取組は十分である		
		置を行っているか。	 ② 各部署の業務量等を踏まえ、適切な人事配置に努めた。	c:取組はやや不十分であり、改善を		
				要する		
				d:取組はやや不十分であり、抜本的		
				な改善を要する		
(2)人員に関する指標	(2)人員に関する指標	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b
期末の常勤職員数	年度末の常勤職員	・常勤職員数。	令和2年度末の常勤職員数は71人であり、引き続き定員を上回	評定: b	自己評価の「b	」評定が妥
を期初を上回らない	数を74人とします。		らないよう措置する。	令和2年度末の常勤職員は71人である	と認められる。	
ようにする。		<その他の指標>		ことから、b評定とした。		
	(参考)	_				
(参考1)	人件費総額見込み			(評定区分)		
期初の常勤職員数	707百万円	<評価の視点>		s:取組は十分であり、かつ、目標を		
74人		・常勤職員数が74人を上		上回る顕著な成果がある		
		回っていないか。		a:取組は十分であり、かつ、目標を		
(参考2)				上回る成果がある		
中期目標期間中の人				b:取組は十分である		
件費総額見込み				c:取組はやや不十分であり、改善を		
3,330百万円				要する		
				d:取組はやや不十分であり、抜本的		
				な改善を要する		

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第6-2 積立金の処分に関する事項 当該項目の重要度、難易度 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号:0106

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣による評	価
				業務実績	自己評価		
	2 積立金の処分に関す	2 積立金の処分に関す	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B	
	る事項	る事項	_	前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越	評定:B	自己評価の「B」評定が到	妥当である
	前中期目標期間繰越	前中期目標期間繰越		した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について	前中期目標期間から繰り越した貸付金	と認められる。	
	積立金のうち、前中期	積立金のうち、前中期	<その他の指標>	は、本中期目標期間の最終年度までの間に旧年金給付費等の一部	等債権が当期に償還されたことによる現		
	目標期間から繰り越	目標期間から繰り越	・預貯金の経費への充当。	に充当する予定である。	預金について、本中期目標期間の最終年		
	した貸付金等債権が	した貸付金等債権が			度までの間に計画どおり充当する予定で		
	当期に償還されたこ	当期に償還されたこ	<評価の視点>		あることから、B評定とした。		
	とによる現預金及び	とによる現預金及び	・積立金の処分が適切で				
	前中期目標期間中に	前中期目標期間中に	あるか。		(評定区分)		
	自己収入財源で取得	自己収入財源で取得			B:積立金の処分は適切である		
	し、本中期目標期間へ	し、本中期目標期間へ			D:積立金の処分は不適切である		
	繰り越した無形固定	繰り越した無形固定					
	資産の資産評価額を	資産の資産評価額を					
	次の経費に充当する。	次の経費に充当しま					
	(1) 旧年金給付費	す。					
	(2) 旧年金給付のため	(1) 旧年金給付費					
	の借入金にかかる	(2) 旧年金給付のため					
	経費 (利子及び事務	の借入金にかかる経					
	費を含む。)	費(利子及び事務費					
	(3) 旧年金給付のため	を含む。)					
	の農業者年金記録	(3) 旧年金給付のため					
	管理システムの開	の農業者年金記録管					
	発にかかる経費	理システムの開発に					
	(4) 旧年金勘定と農地	かかる経費					
	売買貸借等勘定に	(4) 旧年金勘定と農地					

おける前中期目標	売買貸借等勘定にお
期間から繰り越し	ける前中期目標期間
た貸付金債権の償	から繰り越した貸付
却にかかる費用	金債権の償却にかか
(5) 前中期目標期間中	る費用
に自己収入財源で	(5) 前中期目標期間中
取得し、本中期目標	に自己収入財源で取
期間へ繰り越した	得し、本中期目標期
無形固定資産の減	間へ繰り越した無形
価償却に要する費	固定資産の減価償却
用等	に要する費用等

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第6-3 内部統制の充実・強化 当該項目の重要度、難易度 ー 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号: 0106

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己語	平価	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
内部統制の充実・強	3 内部統制の充実・強	3 内部統制の充実・強			В	評定 B	
化	化	化				4つの小項目の全てが b 評定	
内部統制は、理事長	業務方法書に定める	業務方法書に定める				り、農林水産省の評価基準に基づ	
による適切なマネジ	内部統制に関する基	内部統制に関する基				ェイトを用いて加重平均して算出	
メントの下、基金が効	本的事項を適切かつ	本的事項を適切かつ				結果、「B」評定となったため。	
果的かつ効率的に業	確実に実施するとと	確実に実施するとと				※2点(b) ×1/4×4項目=2点	
務を運営していくた	もに、内部統制システ	もに、内部統制システ				1.5点以上2.5点未満:B	
めの重要なツールで	ムの有効性について、	ムの有効性について、					
あり、適切なモニタリ	不断に点検・見直しを	不断に点検・見直しを					
ングを通じ継続的に	行い、その徹底又は有	行い、その徹底又は有					
改善しつつ、PDCAサイ	効性の向上を図る措	効性の向上を図る措					
クルが有効に働くマ	置を講じるなど、内部	置を講じるなど、内部					
ネジメントが行われ	統制システムの充実・	統制システムの充実・					
ることが重要である。	強化に取り組む。	強化に取り組みます。					
このため、業務方法	(1)経営管理会議によ	(1)経営管理会議によ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b	
書に定める内部統制	る内部統制の充実・	る内部統制の充実・	_	① 「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」(以下「行	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当で	
に関する基本的事項	強化	強化		動指針」という。) に従って業務に取り組むよう、理事長から新	理事長が、「独立行政法人農業者年金基	と認められる。	
を適切かつ確実に実	理事長は、内部統制	理事長は、役職員	<その他の指標>	任職員研修や職員への訓示の場において指示するとともに、事	金役職員の行動指針」を役職員に周知し		
施するとともに、内部	の基本方針に基づ	が、基金の目的を達	・理事長による内部統制	務室内に掲示して周知の徹底を図った。	たこと、また、経営管理会議等において、		
統制システムの有効	き、経営管理会議に	成するよう使命感を	の取組の指示。		中期計画・年度計画の進捗管理、業務実		
性について、不断に点	おいて内部統制に関	持ち、法令を遵守し		② 令和2年4月から11月までに経営管理会議を8回開催した。	績の自己評価の実施等、内部統制に関す		
検・見直しを行い、そ	する取組状況を把握	高い倫理観を持って	<評価の視点>	内部統制については、法令遵守等の取組として、「独立行政法	る取組状況の把握と必要な指示を行うと		
の徹底又は有効性の	し、必要な指示、モ	仕事に取り組むよ	・理事長は、「役職員の行	人農業者年金基金公益通報者保護管理規程」を基金ホームペー	ともに、その徹底を図るためのモニタリ		
向上を図る措置を講	ニタリングの実施に	う、内部統制システ	動指針」を定め、指示し	ジに掲載した。	ング等を行ったことから、b評定とした。		
じるなど、内部統制シ	より、内部統制シス	ムの役職員への周知	周知を図っているか。	また、コンプライアンス委員会(令和2年9月、令和3年3月			

	む。	に1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	タリングを行っている か。	把握、顕在化防止、外部の有識者等による点検として運営評議会(書面開催)等の取組を行った。 今後も取組状況を把握して、経営管理会議又は役員部課長会等に報告していくこととしている。 令和元年度業務実績の自己評価を実施の上、「令和元年度業務実績等報告書」を令和2年6月26日付けで主務省に提出した。また、令和2年度計画の進捗については、令和2年10月14日、12月14日に開催した経営管理会議において、9月末現在、11月末現在の状況を報告し、モニタリング等を行った。	b:取組は十分であるc:取組はやや不十分であり、改善を要するd:取組はやや不十分であり、抜本的	
	(2) コンプライアンス	り組みます。 (2) コンプライアンス	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
	の推進	の推進		① コンプライアンス委員会を令和2年9月28日及び令和3年3		自己評価の「b」評定が妥当である
	役職員の法令遵守			月24日に開催し、「令和2年度コンプライアンス推進計画」にお		<u>-</u>
	及び業務の適正な執	及び業務の適正な執	<その他の指標>		ンプライアンス推進の取組状況を報告す	
	行等を図るため、外		・コンプライアンス委員			
	部の有識者を含むコ				施した。	
	ンプライアンス委員		アンス研修の実施、コ		また、コンプライアンス推進の取組状	
	会を開催し、違反行	会を上半期と下半期		② コンプライアンス関係の研修については、「令和2年度研修実	況及び令和3年度コンプライアンス推進	
	為の原因究明及び再	に開催し、違反行為		施計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮		
	発防止等に関する審	の原因究明及び再発		しつつ、令和2年11月に役員・管理職職員と職員に分けてハラ		
	議を行うとともに、	防止等に関する審議	<評価の視点>	スメント関係の研修を実施した。		
	研修の実施等により		・コンプライアンス委員		(評定区分)	
	コンプライアンスを		会を開催し、審議を行		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	推進する。	ンプライアンスを推	っているか。コンプラ		上回る顕著な成果がある	
	また、コンプライア	進します。	イアンス研修を実施し		a:取組は十分であり、かつ、目標を	
	ンスに関する措置を	また、コンプライ	ているか。措置を講じ		上回る成果がある	
	講じた場合は、ホー	アンスに関する措置	た場合は公表している		b:取組は十分である	
	ムページで公表す	を講じた場合は、ホ	か。		c:取組はやや不十分であり、改善を	
	る。	ームページで公表し			要する	
		ます。			d:取組はやや不十分であり、抜本的	
1	,					

(3) リスク管理の徹底	(3) リスク管理の徹底	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b	
業務実施の障害と	業務実施の障害と	_	新型コロナウイルス感染予防対策の観点から、令和2年度上期	評定: b	自己評価の「b」評	定が妥当である
なる要因をリスクと	なる要因をリスクと		のリスク管理委員会については、書面により開催(令和2年8月4	リスク管理委員会を上半期と下半期に	と認められる。	
して識別、分析及び	して識別、分析及び	<その他の指標>	日)した。その際、令和2年度リスク管理行動計画に基づくリスク	開催し、外部専門家の知見も活用しつつ、		
評価し、当該リスク	評価し、当該リスク	・リスク管理委員会の開	管理の進捗状況及び新型コロナウイルス等のパンデミックリスク	令和2年度リスク管理行動計画に基づく		
への適切な対応を可	への適切な対応を可	催。	に対する各課の業務遂行方針について、外部専門家を含む委員に	リスク管理の進捗状況及び新型コロナウ		
能とするため、リス	能とするため、リス		対して意見を求めた。	イルス等のパンデミックリスクに対する		
ク管理委員会を設置	ク管理委員会を上半	<評価の視点>	令和3年3月に、外部専門家に出席いただき、令和2年度下半	各課の業務遂行方針やリスク管理の状況	,	
し、リスク管理行動	期と下半期に開催	・リスク管理委員会を開	期リスク管理委員会を開催し、リスク管理項目一覧等によりリス	についてのモニタリングを行うことによ		
計画やリスク管理マ	し、外部専門家の知	催し、リスク管理行動	ク管理の対象とした項目について、令和2年度の対応状況の報告	り、リスク管理を徹底したことから、b		
ニュアルの策定等に	見も活用しつつ、リ	計画やリスク管理チェ	及び審議を行うとともに、令和4年から施行される年金制度改正	評定とした。		
関する調査・審議や	スク管理行動計画や	ックシート兼リスク管	への懸念事項の洗出し等を行った。			
リスク管理の状況に	リスク管理マニュア	理マニュアル等を策定		(評定区分)		
ついてのモニタリン	ルの策定等に関する	しているか。		s:取組は十分であり、かつ、目標を		
グを行うことによ	調査・審議やリスク			上回る顕著な成果がある		
り、リスク管理を徹	管理の状況について			a:取組は十分であり、かつ、目標を		
底する。	のモニタリングを行			上回る成果がある		
	うことにより、リス			b:取組は十分である		
	ク管理を徹底しま			c:取組はやや不十分であり、改善を		
	す。			要する		
				d:取組はやや不十分であり、抜本的	1	
				な改善を要する		
(4) 内部監査	(4) 内部監査	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b	
内部統制の充実・	内部統制の充実・	_	「令和2年度内部監査計画」を令和2年5月12日に策定した。	評定: b	自己評価の「b」評	定が妥当である
強化に資するため、	強化に資するため、		同計画では、内部統制の充実・強化の観点から、基金の業務を	内部監査規程に基づき内部監査年	と認められる。	
毎年度策定する内部	内部監査年度計画に	<その他の指標>	監査することとしており、これに基づき令和3年2月に監査	度計画を作成し、その計画に従って内		
監査年度計画(注)	重点監査項目を設定	_	を実施した。	部監査を適切に実施したことから、b		
に重点監査項目を設	し、当該計画に従っ		また、情報セキュリティ監査についても、昨年度に引き続き、			
			and first and	評正とした。		
定し、当該計画に従	て基金の各業務につ		外部監査人による監査を実施した。	評定とした。		
	て基金の各業務につ			評定とした。 (評定区分)		
定し、当該計画に従	て基金の各業務につ	<評価の視点> ・内部監査を実施してい				
定し、当該計画に従って基金の各業務に	て基金の各業務につ いてリスクアプロー	<評価の視点> ・内部監査を実施してい		(評定区分)		
定し、当該計画に従って基金の各業務に ついて内部監査を実	て基金の各業務につ いてリスクアプロー チの手法を取り入れ	<評価の視点> ・内部監査を実施してい		(評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を		
定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。	て基金の各業務につ いてリスクアプロー チの手法を取り入れ て内部監査を実施し	<評価の視点> ・内部監査を実施してい		(評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る顕著な成果がある		
定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。 (注)内部監査計画及び	て基金の各業務につ いてリスクアプロー チの手法を取り入れ て内部監査を実施し	<評価の視点> ・内部監査を実施してい		(評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を		
定し、当該計画に従って基金の各業務に ついて内部監査を実施する。 (注)内部監査計画及び	て基金の各業務につ いてリスクアプロー チの手法を取り入れ て内部監査を実施し	<評価の視点> ・内部監査を実施してい		(評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を 上回る成果がある		
定し、当該計画に従って基金の各業務に ついて内部監査を実施する。 (注)内部監査計画及び	て基金の各業務につ いてリスクアプロー チの手法を取り入れ て内部監査を実施し	<評価の視点> ・内部監査を実施してい		(評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である		
定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。 (注)内部監査計画及び	て基金の各業務につ いてリスクアプロー チの手法を取り入れ て内部監査を実施し	<評価の視点> ・内部監査を実施してい		(評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を		

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第6-4	情報セキュリティ対策及び個人情報保護の	強化・徹底
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号:0106

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 情報セキュリティ対	4 情報セキュリティ対	4 情報セキュリティ対			В	評定 B
策及び個人情報保護	策及び個人情報保護	策及び個人情報保護				3つの小項目の全てがb評定で
の強化・徹底	の強化・徹底	の強化・徹底				り、農林水産省の評価基準に基づく
個人情報を狙ったサ						ェイトを用いて加重平均して算出し
イバー攻撃が高度化・						結果、「B」評定となったため。
巧妙化する中、基金は						※2点(b) ×1/3×3項目=2点
加入者・受給者等多く						1.5点以上2.5点未満: B
の個人情報を保有し、	(1) 情報セキュリティ	(1) 情報セキュリティ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
また、マイナンバーを	対策の推進	対策の推進	_	① Web会議システムを導入することに伴い、情報システム利用実	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当で
活用した情報連携を	政府機関の情報セ	政府機関の情報セ		施手順書改正の方針案について、情報セキュリティ委員会(令	情報セキュリティ委員会を開催し、標	と認められる。
導入することから、個	キュリティ対策のた	キュリティ対策のた	<その他の指標>	和2年8月開催)において審議し、令和2年8月に同手順書を	的型メール訓練や情報セキュリティイン	
人情報の漏えい防止	めの統一基準群を含	めの統一基準群を含	_	改正した。	シデント対応訓練の結果を報告し、情報	
に必要な措置など情	む政府機関における	む政府機関における		また、情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画の改	セキュリティ対策に関する具体的な取組	
報セキュリティ対策	一連の対策を踏ま	一連の対策を踏ま	<評価の視点>	正について、情報セキュリティ委員会(令和2年9月開催)に	状況を確認した。	
及び個人情報保護(以	え、適宜、「独立行政	え、適宜、「独立行政	情報セキュリティポリ	おいて審議し、決定した。	さらに、情報セキュリティインシデン	
下「情報セキュリティ	法人農業者年金基金	法人農業者年金基金	シーの見直し等を行っ	さらに、下半期の情報セキュリティ委員会(令和3年3月開	ト対応訓練では、農業者年金記録管理シ	
対策等」という。)を	セキュリティポリシ	セキュリティポリシ	たか。	催)では、令和2年度のセキュリティ対策の実施状況等につい	ステムに起因するインシデントの対する	
強化・徹底する。	一」の見直し等を行	一」の見直し等を行	・情報セキュリティ委員	て確認を行った。	組織対応能力の強化を図る取組を行っ	
	う。	います。	会を開催して、情報セ		た。	
	情報セキュリティ	情報セキュリティ	キュリティ対策の実施	② 自己点検実施手順書に基づき、全役職員等を対象とした自己	令和2年度に実施された情報セキュリ	
	委員会を開催し、情	委員会を上半期と下	状況等についての点検	点検を12月に実施し、点検結果を分析の上、グループウエアの	ティ監査による評価結果を踏まえた見直	
	報セキュリティ対策	半期に開催し、情報	を行っているか。	掲示板に掲載(令和3年3月10日)するとともに、パソコン起	しを行うこととしており、引き続きPDCA	
	の実施状況について	セキュリティ対策の	・CSIRTを構築し、サイバ	動時の画面に表示(令和3年3月15日から3月24日までの全8	サイクルによる情報セキュリティ対策の	
	の点検を行い、情報	実施状況についての	一攻撃に対する組織的	回)することにより、情報セキュリティ意識の向上を図った。	改善に向けた取組を行うこととしたこと	
	セキュリティ対策を	点検を行い、情報セ	対応能力を強化したか。		から、b評定とした。	

I AN A 11 Y 111511 S =	1 1. 12 1144-3 1	I		I	1
総合的に推進し、PDC			③ IPAが定期的に行う情報セキュリティ監査が、令和2年9月に		
Aサイクルによる情			実施(前回:平成29年度)された。今後、監査結果報告を踏ま		
報セキュリティ対策			え、必要に応じた改善計画を作成し、情報セキュリティ対策		
の改善を図る。	セキュリティ対策の		のPDCAサイクルを回していく。	上回る顕著な成果がある	
また、サイバー攻撃				a:取組は十分であり、かつ、目標を	
に対する組織的対応	, ——		④ 令和2年度内部監査実施計画に基づく情報セキュリティ監査	上回る成果がある	
能力を強化するた	ついても、運用の点		(外部監査)が令和3年1月に実施され、監査結果報告を踏ま	b:取組は十分である	
め、基金内にCSIRTを	検を行い、サイバー		え、必要に応じたセキュリティ関係規程の見直しを行い、情報	c:取組はやや不十分であり、改善を	
構築する。	攻撃等のインシデン		セキュリティ対策のPDCAサイクルを回していく。	要する	
	トに対する組織的対			d:取組はやや不十分であり、抜本的	
	応能力を強化しま		⑤ CSIRTについては、情報セキュリティインシデント対応訓練を	な改善を要する	
	す。		令和2年12月に実施し、個人情報の流出等農業者年金記録管理		
			システムに起因するインシデント発生時の対応能力の強化を図		
			った。		
			 ⑥ 農業者年金記録管理システムの保守運用業者との会議(月1		
			回開催)には、CIO補佐官の参画により、情報セキュリティ対策		
			等に係る助言を受け、セキュリティ対策の強化を図っている。		
			このほか、CIO補佐官からは、情報セキュリティ委員会への参		
			画、情報セキュリティ対策の実施手順書、情報システムの調達 仕様書等に対する支援・助言を受けている。		
(2)個人情報保護対策	(2)個人情報保護対策	/ 主か宏景的投煙 >	(主要な業務実績>	 <評定と根拠>	 評定 b
の推進	の推進	- 二、上なた重印明に	^ 工 女 (本 4 カ 大 傾)		<u>□ </u>
個人情報保護管理			情報保護管理委員会においては、マイナンバー・機関別符号の		
委員会を開催し、個			取得及び税情報(農業所得額)の照会状況、不適正なアクセス		
を負去を開催し、個 人情報保護対策の総			の監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況等に		
合的な検討、不適切			の血流が化及び個人質な利用事物等の天旭子順の違う状況等について確認を行った。	ての点検を行い、個人情報監査(外部監	
なアクセスの監視状			ラン・(神田神の 在 11・27 / こ。	での点機を打い、個人情報監査(外部監査) 査)結果による関係規程の見直しを図る	
況及び個人番号利用 事務等の実施手順の			② 個人情報監査(外部監査)が令和3年1月に実施され、監査 結果報告を踏まえ、必要に応じた見直しを行い、PDCAサイクル		
遵守状況についての 点検を行い、PDCAサ					
点検を行い、PDCAサ			た。	また、特定個人情報保護評価書に記載	
イクルによる個人情		ているか。	② 胚ウ畑 陸却伊恭部/中央の44 とリッカル(株)・ス・マン	したリスク対策の点検を行い、法令が求	
報保護対策の改善を			③ 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策については、		
図る。	保護対策の改善を図		毎年度点検を行うこととしており、今年度の点検は令和3年3		
また、行政手続にお			月に実施し、点検結果を個人情報保護管理委員会において報告		
ける特定の個人を識			した。	(評定区分)	
別するための番号の				s:取組は十分であり、かつ、目標を	
利用等に関する法律			④ 上記の対応について、CIO補佐官からのアドバイスや第三者に		
に基づき、特定個人			よる外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
情報保護評価書に記	に基づき、特定個人		個人情報保護研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関	上回る成果がある	

載したリスク対策等	情報保護評価書に記		連する業務を適切に遂行した。	b: 取組は十分である	
を適切に実施すると	載したリスク対策等			c:取組はやや不十分であり、改善を	
ともに、必要に応じ	を適切に実施すると			要する	
た見直しを行う。	ともに、必要に応じ			d:取組はやや不十分であり、抜本的	
そのほか、CIO補佐	た見直しを行いま			な改善を要する	
官からのアドバイス	す。				
や第三者による外部	そのほか、CIO補佐				
監査を取り入れつ	官からのアドバイス				
つ、理事長のリーダ	や第三者による外部				
ーシップの下、基金	監査を取り入れつ				
が多くの個人情報を	つ、理事長のリーダ				
取り扱う機関である	ーシップの下、下記				
との認識を全役職員	研修等を通じて認識				
において共有し、基	を共有し、保有個人				
金一体となって、保	情報に関連する業務				
有個人情報に関連す	を適切に遂行しま				
る業務を適切に遂行	す。				
する。					
(3) 研修等の実施	(3) 研修等の実施	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
役職員を対象に、	役職員を対象に、	_	① 新任職員研修において、情報セキュリティ関係及び個人情報	評定: b	自己評価の「b」評定が妥当である
情報セキュリティ対	情報セキュリティ対		保護関係の研修を令和2年4月に実施した。	情報セキュリティ対策等に関する全役	と認められる。
策等に関する研修、	策等に関する研修、	<その他の指標>		職員等の意識を高めて法令・規程等の遵	
標的型攻撃メールに	標的型攻撃メールに	_	② 情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の教育として、	守を図るため先研修等の開催や情報発信	
対する訓練を実施	対する訓練等を実施		全役職員を対象とした研修を令和2年10月から11月にかけて実	・提供に取り組んだことから、b評定と	
し、情報セキュリテ	し、情報セキュリテ	<評価の視点>	施した。	した。	
ィ対策等に関する役	ィ対策等に関する役	・情報セキュリティ対策			
職員の意識を高めて	職員の意識を高めて	等に関する研修及び標	③ マイナンバー制度及び情報連携に係る教育として、総務省主	(評定区分)	
法令・規定等の遵守	法令・規定等の遵守	的型攻撃メールに対す	催のeラーニングによる研修を令和2年10月から令和3年3月	s:取組は十分であり、かつ、目標を	
を徹底する。	を徹底します。	る訓練を実施したか。	の間に全役職員が受講した。	上回る顕著な成果がある	
	また、人事異動によ			a:取組は十分であり、かつ、目標を	
	る新任者に対して		④ 情報セキュリティ自己点検については、全役職員等を対象と	上回る成果がある	
	は、転入後速やかに		して令和2年12月に実施した。	b:取組は十分である	
	同様の研修を行いま			c:取組はやや不十分であり、改善を	
	す。		⑤ 標的型メール攻撃訓練については、令和2年11月から令和3	要する	
			年1月にかけて実施した。	d:取組はやや不十分であり、抜本的	
			また、その結果については、役職員への報告会にて周知する	な改善を要する	
			とともに、情報セキュリティ委員会に報告した。		
			⑥ 情報セキュリティインシデント対応訓練については、CSIRT関		
			「仮処職具も対象し」で会和の年10日に実施し、この対用も標準		1
			係役職員を対象として令和2年12月に実施し、その結果を情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第6-5 情報公開の推進 当該項目の重要度、難易度 関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号:0106

4	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣に	こよる評価
				業務実績	自己評価		
3 情報公開の推進	5 情報公開の推進	5 情報公開の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
公正な法人運営を実	公正な法人運営を実	公正な法人運営を実	_	・役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準(令和元年	評定:B	自己評価の「B」	評定が妥当であ
施し、法人に対する国	施し、法人に対する国	施し、法人に対する国		度)	役員の報酬等及び職員の給与水準等に	と認められる。	
民の信頼を確保する	民の信頼を確保する	民の信頼を確保する	<その他の指標>	・第4期中期目標期間(平成30~令和4年度)に係る事業計画	ついて、基金ホームページで情報公開を		
観点から、独立行政法	観点から、独立行政法	観点から、独立行政法	独立行政法人等の保有	(令和2年度計画)	行ったことから、B評定とした。		
人等の保有する情報	人等の保有する情報	人等の保有する情報	する情報の公開に関す	• 資産保有状況(令和元年度)			
の公開に関する法律	の公開に関する法律	の公開に関する法律	る法律(平成13年法律第	等を基金ホームページに掲載し、情報公開を行った。	(評定区分)		
(平成13年法律第140	(平成13年法律第140	(平成13年法律第140	140号)等に基づく適切		S:取組は十分であり、かつ、目標を		
号)等に基づき、適切	号)等に基づき、役員	号)等に基づき、役員	な情報公開。		上回る顕著な成果がある		
に情報公開を行う。	の報酬等及び職員の	の報酬等及び職員の			A:取組は十分であり、かつ、目標を		
	給与水準、事業計画、	給与水準、事業計画、	<評価の視点>		上回る成果がある		
	資産保有情報等につ	資産保有情報等につ	独立行政法人等の保有		B: 取組は十分である		
	いて、ホームページ等	いて、ホームページ等	する情報の公開に関す		C: 取組はやや不十分であり、改善を		
	で適切に情報公開を	で適切に情報公開を	る法律(平成13年法律第		要する		
	行う。	行います。	140号) 等に基づき、役		D: 取組はやや不十分であり、抜本的		
			員の報酬等及び職員の		な改善を要する		
			給与水準、事業計画、資				
			産保有情報等について、				
			ホームページ等で適切				
			に情報公開しているか。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第6-6	業務運営能力の向上等		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号:0106

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	2評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 業務運営能力の向上	6 業務運営能力の向上	6 業務運営能力の向上			В	評定 B
等	等	等				2つの小項目の全てがb評定
						り、農林水産省の評価基準に基づ
						ェイトを用いて加重平均して算出
						結果、「B」評定となったため。
						※2点(b) ×1/2×2項目=2点
						1.5点以上2.5点未満:B
(1) 研修の充実	(1) 研修の充実	(1) 研修の充実	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 b
農業者年金制度の	ア 農業者年金基金	ア 農業者年金基金	_	ア 職員研修実施計画に基づき、「令和2年度研修実施計画」を	策 評定: b	都道府県段階の業務受託機関
適切な実施を図るた	職員	職員		定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員に	ア 研修実施計画を策定の上、新任者	任担当者研修等の開催は、例年、
めには、基金の職員	基金職員のうち	基金職員のうち	<その他の指標>	いては、農業者年金基金の業務全般についての研修を令和2	研修等を行い、研修終了後に理解度	都での集合研修方式としているか
のみならず、業務受	新任職員について	新任職員について	・新任者研修、専門研修の	4月に実施し、令和2年12月には拡充研修を実施した。	テストを実施するとともに、民間研	型コロナウイルス感染症拡大防
託機関の農業者年金	は、年金業務全般	は、年金業務全般	実施、民間研修の活用。	資金部職員専門研修については、資金部職員を対象に、資	産 修も活用した。	観点から、研修会をブロック毎の
担当者の業務運営能	についての知識の	についての知識の	・理解度テストの実施。	運用の専門家を講師とした資産運用に関する研修を令和3年	3	及びWeb開催で行うなど工夫され
力の向上を図る必要	習得を図るため、	習得を図るため、	・研修等の実施計画の策	月に実施した。	イ 「新型コロナウイルス感染症の拡	り、自己評価の「b」評定が妥当
がある。	初任者研修を毎年	初任者研修を原則	定。	資金運用研修については、基金職員を対象に、資産運用の	専 大に伴う緊急事態宣言」の発令等を	ると認められる。
このため、基金及び	度原則2回実施す	2回実施します。	・職員の専門資格取得支	門家を講師とした資産運用に関する研修を令和2年11月に実	施 踏まえ、時期を調整して業務受託機	
業務受託機関におい	る。	年金資産の運用	援。	した。	関の新任研修及び専門研修会等を	
て農業者年金に携わ	年金資産の運用	等の専門的知識を		なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理	解 合わせて開催するとともに、出席で	
る職員等を対象とし	等の専門的知識を	必要とする業務に	<評価の視点>	度テストを実施した。	きなかった者のためのブロック毎	
た研修を実施すると	必要とする業務に	携わる職員につい	ア新任者研修、専門研修		の会議やWeb会議を開催するなど業	
ともに、運用等の専	携わる職員につい	ては、当該業務に	を実施し、民間研修も活	イ 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言」	務受託機関担当者の研修の充実に	
門的知識を必要とす	ては、当該業務に	係る分野に特化し	用しているか。	発令等を踏まえ、当初5月に開催予定であった都道府県段階	か 努めた。	
る業務に携わる職員	係る分野に特化し	た専門研修を実施	理解度テストを実施	業務受託機関の新任担当者研修等を、6月の専門研修会と合	b	
については、当該業	た専門研修を実施	します。その際、	しているか。	せて開催するとともに、当会議に出席できなかった業務受託	幾 これらのことから、b評定とした。	

	務に係る分野に特化	する。その際、必	必要に応じて民間	研修等の実施計画を	関を対象としたブロック毎(北海道・東北、北陸、近畿)の会		
	した専門研修を実施	要に応じて民間等	等の機関が主催す		議を7月に開催し、さらに9月にはWeb会議を開催した。	(評定区分)	
	する。	の機関が主催する	る研修を活用しま	職員の専門資格取得		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	, 30	研修を活用する。	す。	支援を実施しているか。		上回る顕著な成果がある	
		なお、研修終了後		イ 年度当初に都道府県		a: 取組は十分であり、かつ、目標を	
		に理解度テストを	に理解度テストを			上回る成果がある	
		実施する。	実施します。	新任担当者を対象とす		b : 取組は十分である	
		また、その他の	また、その他の			c:取組はやや不十分であり、改善を	
		研修及び職員の専	研修及び職員の専			要する	
		門資格取得支援を	門資格取得支援を	の業務受託機関の担当		d:取組はやや不十分であり、抜本的	
		含め、研修等の実	含め、研修等の実	者を対象とする専門研		な改善を要する	
		施計画を策定し、	施計画を策定し、	修会を開催したか。			
		計画的に職員の能	計画的に職員の能				
		力向上を図る。	力向上を図りま				
		イ 業務受託機関担	す。				
		当者	イ 業務受託機関担				
		業務受託機関の	当者				
		農業者年金担当者	年度当初に都道				
		の制度への理解及	府県段階の業務受				
		び事務処理能力の	託機関の新任担当				
		向上を図るため、	者を対象とする研				
		毎年度、業務受託	修会を、また、年				
		機関の農業者年金	度上半期に都道府				
		担当者等を対象と	県段階の業務受託				
		した研修を実施す	機関の担当者を対				
		る。	象とする専門研修				
-			会を開催します。				
	(2) 委託業務の質の向	(2) 委託業務の質の向	(2) 委託業務の質の向		<主要な業務実績>		評定 b
	上	上	上	_	ア業務量、委託費等を勘案した中期計画策定時の業務受託機関		新型コロナウイルス感染症拡大防止
	業務受託機関を対	業務受託機関を対	業務受託機関を対		を対象とする考査指導については、「令和2年度考査指導実施計		に対応して、現地における考査指導は
	象とした考査指導	象とした考査指導に	象とした考査指導に		画」(令和2年5月13日策定)に基づき、都道府県段階の業務受		
	は、委託業務の運営	ついては、委託業務		考査指導の効果の浸透。	託機関と協議の上、新型コロナウイルス感染症拡大防止の		
	の効率性などを把握	が適正に行われるよ	実施計画を6月まで		観点から、従来の実地による方式に替えて、新たに電話を		
	する上で有用であ	う、以下の取組を実	に策定し、委託業務		利用した同時通話方式により考査指導を行うこととし、令	したことから、b評定とした。	当であると認められる。
	り、委託業務が適正	施する。		・考査指導実施計画に従			
	に行われるよう引き	アー中期計画期間に	う、以下の取組を実		た。	(評定区分)	
	続き実施することと	おける考査指導の	施します。	対して計画的・効率的		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
	する。	対象については、	アー考査指導実施計			上回る顕著な成果がある	
	考査指導に当たっ	加入者・受給者が	画に従って、市町			a:取組は十分であり、かつ、目標を	
	ては、加入者・受給	多く、指導の必要		・考査指導の効果の浸透		上回る成果がある	
	者が多く、指導の必	性や効果が高い業	機関に対して計画	を図っているか。		b:取組は十分である	

要性や効果が高い地	務受託機関に重点	的・効率的に考査	【考査指導実施業務受託機関数】 c:取組はやや不十分であり、改善を
域に重点化するな	を置いて選定し、	指導を実施しま	農 業 会 議 18 機関 要する
ど、効率的かつ計画	計画的に考査指導	す。	J A 中 央 会 18 機関 d:取組はやや不十分であり、抜本的
的に実施するととも	を実施する。	考査指導におい	農 業 委 員 会 116 機関 な改善を要する
に、把握した事例や	イ 考査指導により	ては、業務受託機	農業協同組合 54 機関
注意すべき課題等に	把握した事例や注	関における事務処	総 数 206 機関
ついて、研修会等を	意すべき課題等に	理の実施状況を確	
通じて周知徹底する	ついて、担当者会	認し、確認結果を	イ 前年度の考査指導結果等については、令和2年5月に都道府
など、その効果の浸	議や研修会等を通	踏まえて事務処理	県段階の業務受託機関に配布するとともに、基金ホームページ
透に努める。	じて周知徹底する	の質的向上に向け	に掲載するとともに、都道府県段階で開催する担当者会議や
	など、考査指導の	た指導を行いま	研修会等を通じ、農業委員会及びJAに対して業務処理の改善に
	効果の浸透を図	す。	向けて周知徹底するなど、考査指導結果の浸透を図った。
	る。	イ 前年度の考査指	なお、考査指導時においても、前年度の考査指導結果等の浸
		導により把握した	透を図った。
		事例、注意すべき	
		課題等について、	
		担当者会議や研修	
		会等を通じて周知	
		徹底するなど、考	
		査指導の効果の浸	
		透を図ります。	

別 紙

第4 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているので、合計とは端数において合致しないものがある。

令和2年度予算

総 括

(単位:百万円)

					\ + -	1: 日 万円)
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
収入						
前年度よりの繰越金	68	0	0	68	88	156
運営費交付金	1,976	103	657	2,736	674	3,410
国庫補助金	1,038	0	0	1,038	0	1,038
国庫負担金	118,109	0	0	118,109	0	118,109
借入金	56,743	0	0	56,743	0	56,743
保険料収入	14,674	0	0	14,674	0	14,674
運用収入	0	1,950	0	1,950	0	1,950
貸付金利息	2	0	0	2	0	2
農地売渡代金等収入	19	0	0	19	0	19
諸収入	0	0	0	0	0	0
計	192,630	2,053	657	195,339	762	196,101
支出						
業務経費	85,425	0	611	86,036	0	86,036
うち 農業者年金事業給付費	5,796	0	0	5,796	0	5,796
旧年金等給付費	78,026	0	0	78,026	0	78,026
還付金	259	0	0	259	0	259
長期借入関係経費	24	0	0	24	0	24
その他の業務経費	1,321	0	611	1,932	0	1,932
借入償還金	96,800	0	0	96,800	0	96,800
一般管理費	380	28	16	424	352	776
人件費	343	75	29	448	410	857
計	182,948	103	657	183,708	762	184,470

[人件費の見積り]

期間中総額706百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する 範囲の費用である。

「借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基 金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

【特例付加年金勘定】

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

【農業者老齢年金等勘定】

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を 生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給 権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を 限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【旧年金勘定】

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して 増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場 合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して 増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比し て増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【農地売買貸借等勘定】

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

令和2年度予算

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	初	せ保険者経 理	里	Ę	经給権者経 理	I		業務	経理			業務経理	2. [[75]]/
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	 	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	5	25	29
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	200	30	180	410	410	122	532
国庫補助金	1,038	0	1,038	0	0	0	0	0	0	0	1,038	0	1,038
運用収入	0	67	67	0	40	40	0	0	0	0	107	0	107
特例付加年金被保険者経理 より受入	0	0	0	318	0	318	0	0	0	0	318	0	318
農業者老齢年金等勘定より 受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,038	67	1,105	318	40	359	205	30	180	415	1,878	147	2,025
支出													
業務経費	318	0	318	190	0	190	83	0	167	250	758	0	758
うち 農業者年金事業給付費	0	0	0	190	0	190	0	0	0	0	190	0	190
特例付加年金受給権者 経理へ繰入	318	0	318	0	0	0	0	0	0	0	318	0	318
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	83	0	167	250	250	0	250
一般管理費	0	0	0	0	0	0	69	8	5	81	81	81	162
人件費	0	0	0	0	0	0	53	22	8	83	83	66	149
計	318	0	318	190	0	190	205	30	180	415	922	147	1,069

農業者老齢年金等勘定

(単位·百万円

													江:百万円)
	初	埃保険者経 理	里	퓻	給権者経理	里		業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	31	0	0	31	31	11	42
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	513	73	477	1,064	1,064	263	1,327
保険料収入	14,674	0	14,674	0	0	0	0	0	0	0	14,674	0	14,674
運用収入	0	420	420	0	1,423	1,423	0	0	0	0	1,843	0	1,843
農業者老齢年金被保険者経 理より受入	0	0	0	11,579	0	11,579	0	0	0	0	11,579	0	11,579
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14,674	420	15,094	11,579	1,423	13,002	545	73	477	1,095	29,191	274	29,465
支出													
業務経費	12,706	0	12,706	4,736	0	4,736	244	0	444	688	18,130	0	18,130
うち 農業者年金事業給付費	870	0	870	4,736	0	4,736	0	0	0	0	5,606	0	5,606
還付金	256	0	256	0	0	0	0	0	0	0	256	0	256
農業者老齢年金受給権 者経理へ繰入	11,579	0	11,579	0	0	0	0	0	0	0	11,579	0	11,579
特例付加年金勘定へ繰 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	244	0	444	688	688	0	688
一般管理費	0	0	0	0	0	0	169	20	11	200	200	117	318
人件費	0	0	0	0	0	0	132	54	21	206	206	157	363
計	12,706	0	12,706	4,736	0	4,736	545	73	477	1,095	18,537	274	18,811

旧年金勘定

(単位:百万円)

区別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
נית בא	農業者年 金事業	農業者年 金事業	āΙ	法人共通	
収入					
前年度よりの繰越金	0	18	18	44	62
運営費交付金	0	1,239	1,239	271	1,510
国庫負担金	118,109	0	118,109	0	118,109
借入金	56,743	0	56,743	0	56,743
諸収入	0	0	0	0	0
計	174,852	1,256	176,108	315	176,424
支出					
業務経費	78,052	970	79,023	0	79,023
うち 旧年金等給付費	78,026	0	78,026	0	78,026
還付金	3	0	3	0	3
長期借入関係経費	24	0	24	0	24
その他の業務経費	0	970	970	0	970
借入償還金	96,800	0	96,800	0	96,800
一般管理費	0	141	141	140	281
人件費	0	145	145	175	320
計	174,852	1,256	176,108	315	176,424

農地売買貸借等勘定

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
収入			
前年度よりの繰越金	15	8	22
運営費交付金	23	18	42
貸付金利息	2	0	2
農地売渡代金等収入	19	0	19
諸収入	0	0	0
計	59	26	85
支出			
業務経費	24	0	24
うちその他の業務経費	24	0	24
一般管理費	2	14	15
人件費	13	12	25
計	38	26	64

世界 の部 95,819 5,656 657 102,132 769 10 102 102 102 102 102 102 102 102 102	02,363 857
経常費用 95,282 5,656 657 101,595 769 10	857 85,549 776 142 15,039 537 0
人件費 343 75 29 448 410 業務費 84,891 47 611 85,549 0 一般管理費 380 28 16 424 352 減価償却費 135 0 0 135 7 給付準備金繰入 9,533 5,506 0 15,039 0 財務費用 537 0 0 537 0 臨時損失 0 0 0 0 0 収益の部 95,799 5,656 657 102,112 769 10 運営費交付金収益 2,044 103 657 2,804 762 国庫補助金収入 1,038 0 0 1,038 0 国庫負担金収入 21,309 0 0 21,309 0	857 85,549 776 142 15,039 537 0
業務費 84,891 47 611 85,549 0 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	35,549 776 142 15,039 537 0
一般管理費 380 28 16 424 352 減価償却費 135 0 0 135 7 6付準備金繰入 9,533 5,506 0 15,039 0 15,039 以務費用 537 0 0 537 0 0 537 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	776 142 15,039 537 0
減価償却費 135 0 0 135 7	142 15,039 537 0
総付準備金繰入 9,533 5,506 0 15,039 0 財務費用 537 0 0 537 0 0 0 537 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	15,039 537 0
財務費用 537 0 0 537 0 0 0 537 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	537 0
臨時損失 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0
収益の部 95,799 5,656 657 102,112 769 10 運営費交付金収益 2,044 103 657 2,804 762 国庫補助金収入 1,038 0 0 1,038 0 国庫負担金収入 21,309 0 0 21,309 0	
運営費交付金収益 2,044 103 657 2,804 762 国庫補助金収入 1,038 0 0 1,038 0 国庫負担金収入 21,309 0 0 21,309 0	12 001
運営費交付金収益 2,044 103 657 2,804 762 国庫補助金収入 1,038 0 0 1,038 0 国庫負担金収入 21,309 0 0 21,309 0	12 001
国庫補助金収入 1,038 0 0 1,038 0 回車負担金収入 21,309 0 0 21,309 0	12,00 l
国庫負担金収入 21,309 0 0 21,309 0	3,566
	1,038
┃ 財源共憲予定類収益 ┃ 56.743	21,309
別添用巴子在银水車	6,743
保険料収入 14,549 0 0 14,549 0	14,549
運用収入 0 5,553 0 5,553 0	5,553
貸付金利息収入 2 0 0 2 0	2
その他の収入 0 0 0 0 0	0
資産見返運営費交付金戻入	121
□ 臨時利益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0
純利益	△20
目的積立金取崩額 21 0 0 21 0	21
総利益 2 0 0 2 0	j
	2

令和2年度収支計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	初	埃保険者経 理	■	2	哈給権者経 理	■		業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
費用の部	720	559	1,279	318	40	358	228	30	180	438	2,075	148	2,223
経常費用	720	559	1,279	318	40	358	228	30	180	438	2,075	148	2,223
人件費	0	0	0	0	0	0	53	22	8	83	83	66	149
業務費	0	6	6	190	0	190	83	0	167	250	446	0	446
一般管理費	0	0	0	0	0	0	69	8	5	81	81	81	162
減価償却費	0	0	0	0	0	0	23	0	0	23	23	1	25
給付準備金繰入	720	552	1,272	129	40	169	0	0	0	0	1,441	0	1,441
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	1,038	559	1,597	0	40	40	228	30	180	438	2,075	148	2,223
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	205	30	180	415	415	147	561
国庫補助金収入	1,038	0	1,038	0	0	0	0	0	0	0	1,038	0	1,038
運用収入	0	559	559	0	40	40	0	0	0	0	599	0	599
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	23	0	0	23	23	1	25
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	318	0	318	△318	0	△318	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	318	0	318	△318	0	△318	0	0	0	0	0	0	0

農業者老齢年金等勘定

ı-													<u> </u>
	初	t保険者経3	里	3	经給権者経 理	里		業務	経理			業務経理]
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
費用の部	2,970	3,527	6,497	11,579	1,427	13,006	588	73	477	1,138	20,641	277	20,918
経常費用	2,970	3,527	6,497	11,579	1,427	13,006	588	73	477	1,138	20,641	277	20,918
人件費	0	0	0	0	0	0	132	54	21	206	206	157	363
業務費	1,129	40	1,169	4,736	0	4,736	244	0	444	688	6,594	0	6,594
一般管理費	0	0	0	0	0	0	169	20	11	200	200	117	318
減価償却費	0	0	0	0	0	0	43	0	0	43	43	3	46
給付準備金繰入	1,841	3,487	5,328	6,843	1,427	8,270	0	0	0	0	13,598	0	13,598
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	14,549	3,527	18,076	0	1,427	1,427	588		477	1,138	20,641	277	20,918
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	545	73	477	1,095	1,095	274	1,369
保険料収入	14,549	0	14,549	0	0	0	0	0	0	0	14,549	0	14,549
運用収入	0	3,527	3,527	0	1,427	1,427	0	0	0	0	4,954	0	4,954
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	43	0	0	43	43	3	46
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	11,579		,	△11,579	0	△11,579		-	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	11,579	0	11,579	△11,579	0	△11,579	0	0	0	0	0	0	0
			1					1	1				

旧年金勘定

(単位:百万円)

	旧年金 経理	業務経理	=1	業務経理	A=1
区別	農業者年 金事業	農業者年 金事業	計	法人共通	合計
費用の部	78,052	1,321	79,373	318	79,691
経常費用	77,515	1,321	78,836	318	79,154
人件費	0	145	145	175	320
業務費	77,515	970	78,485	0	78,485
一般管理費	0	141	141	140	281
減価償却費	0	65	65	3	67
財務費用	537	0	537	0	537
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	78,052	1,300	79,352	318	79,670
運営費交付金収益	0	1,256	1,256	315	1,571
国庫負担金収入	21,309	0	21,309	0	21,309
財源措置予定額収益	56,743	0	56,743	0	56,743
貸付金利息収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	44	44	3	46
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	△21	△21	0	△21
目的積立金取崩額	0	21	21	0	21
総利益	0	0	0	0	0

農地売買貸借等勘定

		(+1	4・ロノハ 1/
区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
費用の部	42	26	68
経常費用	42	26	68
人件費	13	12	25
業務費	24	0	24
一般管理費	2	14	15
減価償却費	4	0	4
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	44	26	70
運営費交付金収益	38	26	64
貸付金利息収入	2	0	2
その他の収入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	4	0	4
臨時利益	0	0	0
純利益	2	0	2
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	2	0	2

総 括

	_					T · [] /] /
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
資金支出	192,630	2,053	657	195,339	762	196,101
業務活動による支出	86,148	103	657	86,908	762	87,670
投資活動による支出	9,660	1,950	0	11,610	0	11,610
財務活動による支出	96,800	0	0	96,800	0	96,800
翌年度への繰越金	21	0	0	21	0	21
資金収入	192,630	2,053	657	195,339	762	196,101
業務活動による収入	135,818	2,053	657	138,528	674	139,202
運営費交付金による収入	1,976	103	657	2,736	674	3,410
補助金等による収入	119,148	0	0	119,148	0	119,148
保険料収入	14,674	0	0	14,674	0	14,674
運用による収入	0	1,950	0	1,950	0	1,950
農地売渡代金等収入	19	0	0	19	0	19
貸付金利息収入	2	0	0	2	0	2
その他の収入	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	56,743	0	0	56,743	0	56,743
借入金による収入	56,743	0	0	56,743	0	56,743
前年度よりの繰越金	68	0	0	68	88	156

令和2年度資金計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	初	埃保険者経 理	里	曼	经給権者経 理	里		業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
資金支出	720	67	787	318	40	359	205	30	180	415	1,560	147	1,706
業務活動による支出	0	0	0	190	0	190	205	30	180	415	604	147	751
投資活動による支出	720	67	787	129	40	169	0	0	0	0	956	0	956
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,038	67	1,105	0	40	40	205	30	180	415	1,560	147	1,706
業務活動による収入	1,038	67	1,105	0	40	40	200	30	180	410	1,555	122	1,677
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	200	30	180	410	410	122	532
補助金等による収入	1,038	0	1,038	0	0	0	0	0	0	0	1,038	0	1,038
運用による収入	0	67	67	0	40	40	0	0	0	0	107	0	107
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	5	25	29

農業者老齢年金等勘定

												(里1	豆:白万円)
	初	皮保険者経 理	里	3	经給権者経 理	里	·	業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
資金支出	3,094	420	3,515	11,579	1,423	13,002	545	73	477	1,095	17,612	274	17,886
業務活動による支出	1,126	0	1,126	4,736	0	4,736	545	73	477	1,095	6,957	274	7,231
投資活動による支出	1,968	420	2,388	6,843	1,423	8,266	0	0	0	0	10,654	0	10,654
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	14,674	420	15,094	0	1,423	1,423	545	73	477	1,095	17,612	274	17,886
業務活動による収入	14,674	420	15,094	0	1,423	1,423	513	73	477	1,064	17,580	263	17,843
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	513	73	477	1,064	1,064	263	1,327
保険料収入	14,674	0	14,674	0	0	0	0	0	0	0	14,674	0	14,674
運用による収入	0	420	420	0	1,423	1,423	0	0	0	0	1,843	0	1,843
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	31	0	0	31	31	11	42

旧年金勘定

(単位:百万円)

区別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業	ĒΙ	法人共通	口削
資金支出	174,852	1,256	176,108	315	176,424
業務活動による支出	78,052	1,256	79,308	315	79,624
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	96,800	0	96,800	0	96,800
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	174,852	1,256	176,108	315	176,424
業務活動による収入	118,109	1,239	119,348	271	119,619
運営費交付金による収入	0	1,239	1,239	271	1,510
補助金等による収入	118,109	0	118,109	0	118,109
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	56,743	0	56,743	0	56,743
借入金による収入	56,743	0	56,743	0	56,743
前年度よりの繰越金	0	18	18	44	62

農地売買貸借等勘定

区別	農業者年 金事業	法人共通	合計
資金支出	59	26	85
業務活動による支出	38	26	64
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	21	0	21
資金収入	59	26	85
業務活動による収入	44	18	63
運営費交付金による収入	23	18	42
農地売渡代金等収入	19	0	19
貸付金利息収入	2	0	2
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	15	8	22